

議案第 22 号

桐生市男女共同参画計画(令和 8 年度～令和 12 年度版)の策定について

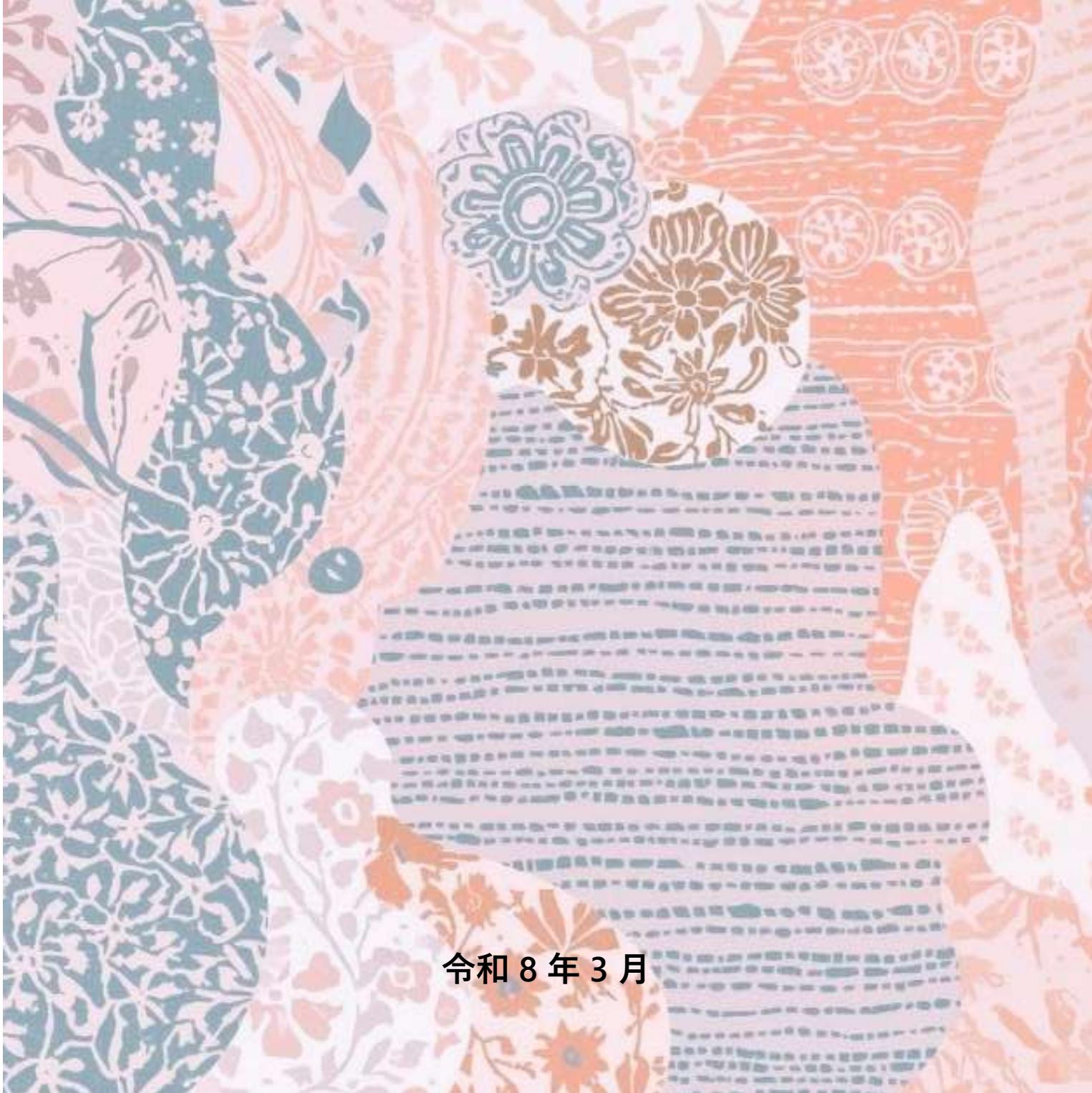
桐生市男女共同参画計画(令和 8 年度～令和 12 年度版)を策定することについて、桐生市議会の議決すべき事件を定める条例(平成 31 年桐生市条例第 9 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 18 日提出

桐生市長 荒木 恵司

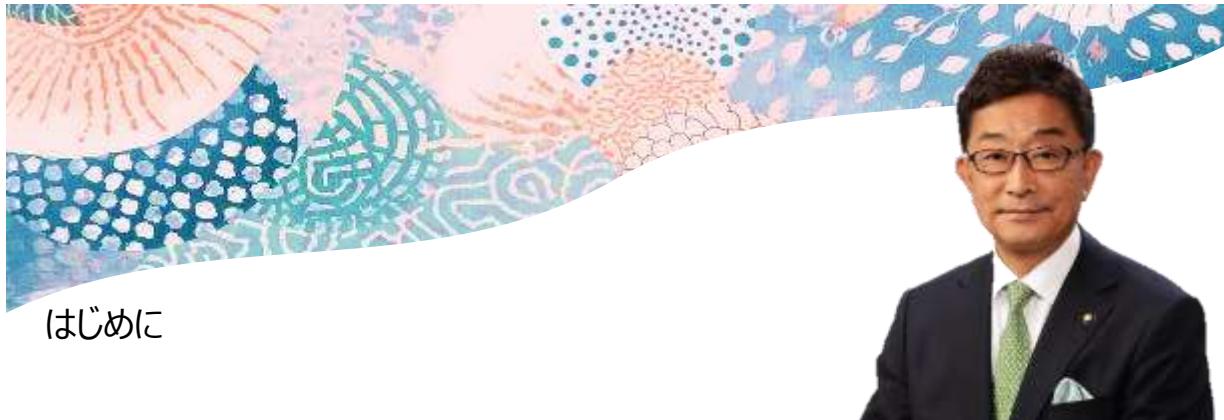
# 桐生市男女共同参画計画

(令和 8 年度～令和 12 年度版)



令和 8 年 3 月





## はじめに

人口減少と超高齢化が進む中で、市の持続的な発展を実現するためには、全ての人がその能力を発揮し、多様な生き方を選択できる社会の構築が急務となっています。

しかし、依然として固定的な性別役割分担意識や性別に関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)、それに基づく慣習が根強く残り、性別に捉われることなく誰もが活躍できる社会の実現を困難にしており、地域や社会全体の活力を阻む要因となっています。

こうした課題に対応するため、本市では「桐生市男女共同参画計画（令和 8 年度～令和 12 年度版）」を策定し、全ての人が性別にかかわらずその潜在能力を発揮し、多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりを進めるとともに、地域におけるジェンダー平等の実現に向けた具体的な施策を展開します。

本市では、「女性の幸福度を高める」ことを市長公約の一つに掲げ、女性がその能力を発揮しながら活躍を続けられる社会の実現を重要な柱としています。

女性がいきいきと活躍し続けられる環境を整え、女性が社会で活躍する機会を広げることは、女性の幸福度を高めることにつながります。

そして、女性が市の計画策定やまちづくりへ参画することで、より多様な価値観を反映した地域づくりを可能にします。

このことは、桐生市の活力向上と持続可能なまちづくりの原動力となり、女性のみならず、地域や社会全体の幸福度向上に寄与し、桐生市全体の魅力が高まり、更には「女性・若者から選ばれる桐生市」の実現にもつながります。

また、本計画の推進は、国際社会全体の普遍的な目標として国連が掲げる、持続可能な開発目標(SDGs)の全てのゴールの達成に不可欠とされている「ジェンダー平等の実現」及び「ジェンダーの視点の主流化」にも資するものと考えております。

全ての人が自分らしく生き、輝ける社会を実現するため、市民の皆さんとともに歩みを進め、地域全体で協力して取り組むことを目指します。そのためにも、皆さま一人ひとりの意識改革と行動が求められており、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご協力をいただきました桐生市男女共同参画推進協議会の委員の皆様、並びに市民意識調査にご協力をいただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和 8 年 3 月 桐生市長 荒木 恵司

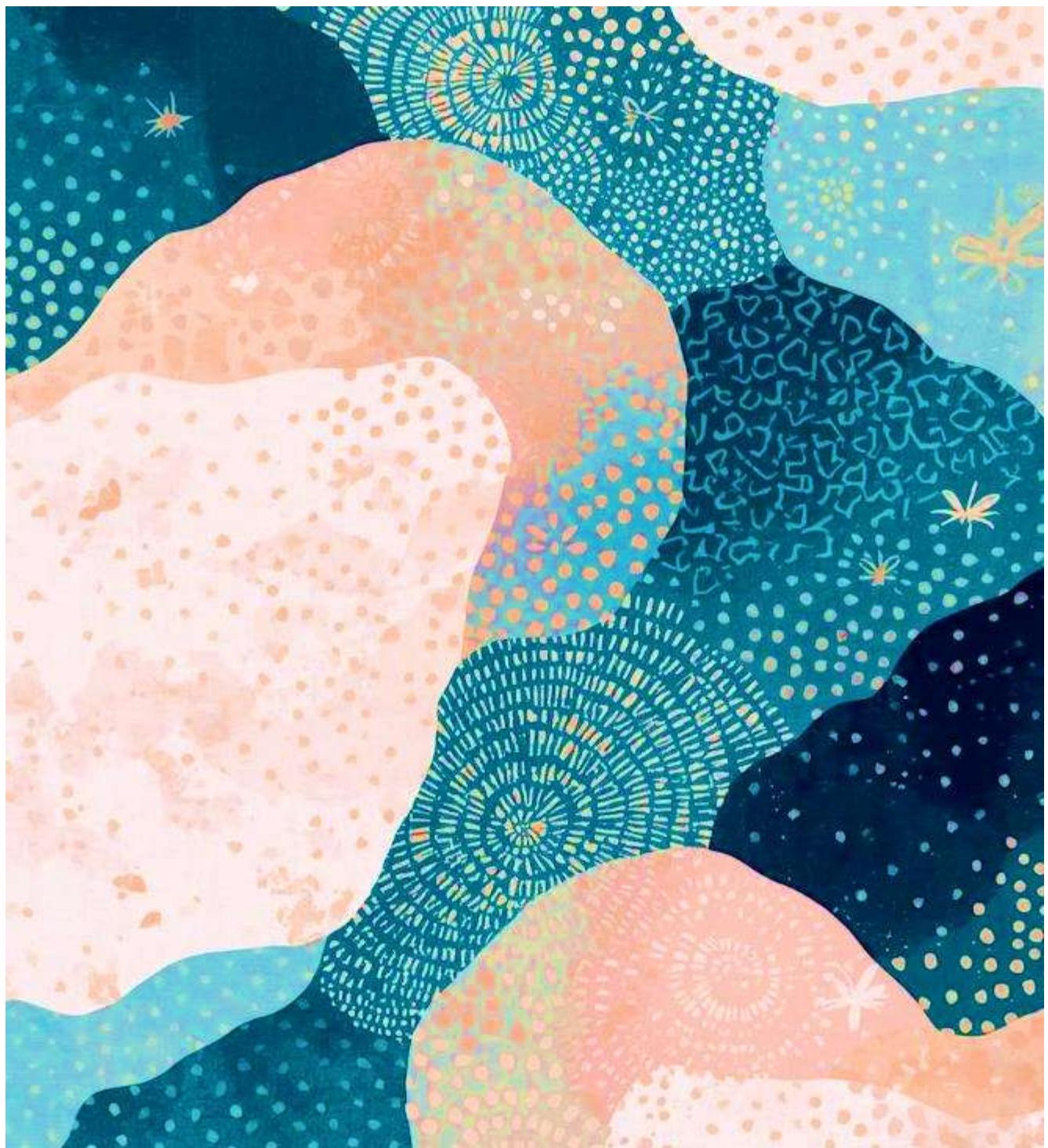
# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨	3
2 計画の性格	3
3 計画の期間	3
4 計画の背景	3
1) 世界の動き	
2) 国の動き	
3) 群馬県の動き	
4) 桐生市の動き	
5) 桐生市の現状からみる課題	
5 計画の基本的な考え方	6
1) 分野横断的な価値としての「男女共同参画」	
2) S D G s を踏まえた各施策の推進	
第2章 計画の目指す方向	7
1 基本理念	9
2 基本目標	9
3 施策の体系	10
4 計画とS D G s	11
5 指標一覧	12
第3章 施策の展開	13
<u>基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり</u>	15
施策の方向 1 男女共同参画を進める意識の醸成	
施策の方向 2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	
<u>基本目標 I の成果指標と目標値</u>	
<u>基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画推進</u>	18
施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
施策の方向 2 「仕事と生活の調和」とウェルビーイング(多様な幸せ)向上の実現	
<u>基本目標 II の成果指標と目標値</u>	
<u>基本目標 III 安全安心に暮らせるまちづくり</u>	22
施策の方向 1 あらゆる暴力の根絶	
施策の方向 2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	
施策の方向 3 生涯にわたる健康づくり支援	
施策の方向 4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	
<u>基本目標 III の成果指標と目標値</u>	

第4章 計画の推進体制	-----	29
1 桐生市男女共同参画推進協議会	-----	31
2 桐生市男女共同参画庁内推進会議	-----	31
3 市民・事業所・各種団体との連携	-----	31
4 計画の進行管理	-----	31
参考資料	-----	33
1 桐生市男女共同参画市民意識調査結果（抜粋）	-----	35
2 男女共同参画に関する年表	-----	46
3 用語解説	-----	50
4 男女共同参画に関する法律	-----	53
1) 男女共同参画社会基本法		
2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律		
3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律		
4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律		
5 桐生市男女共同参画推進協議会	-----	82
1) 桐生市男女共同参画推進協議会設置要綱		
2) 桐生市男女共同参画推進協議会委員名簿		
6 桐生市男女共同参画庁内推進会議	-----	84
1) 桐生市男女共同参画庁内推進会議の設置及び運営に関する要綱		
2) 桐生市男女共同参画庁内推進会議委員名簿		
7 計画の策定経過	-----	86



## 第1章 計画の策定にあたって





## 1 計画の趣旨

平成 11 年(1999 年)6 月、全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受け本市では、平成 12 年（2000 年）に「桐生ジェンダー・フリープラン 21」を策定し、その後、計画名を「桐生市男女共同参画計画」と改め、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、市の審議会等付属機関における女性委員の割合は令和 7 年(2025 年)4 月時点で 25.8%と、令和 7 年(2025 年)度末までの目標としている 30%には届きませんでした。

また、令和 6 年(2024 年)度に実施した市民意識調査結果からは、さまざまな分野における男女の不平等が依然として残っている状況が明らかになり、多くの課題が残っています。

このような状況を踏まえ、社会の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、施策等を再整理し、「桐生市男女共同参画計画（令和 8 年度～令和 12 年度版）」を策定しました。

## 2 計画の性格

- ◆ 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画として、国の「第 6 次 男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画(第 6 次)」を勘案し、桐生市男女共同参画推進協議会や桐生市男女共同参画庁内推進会議における協議、市民意識調査、パブリックコメント等による意見を反映して策定しています。
- ◆ 基本目標Ⅱの項目については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項に規定される市町村推進計画として位置付けています。
- ◆ 基本目標Ⅲ 施策の方向 1 の項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」第 2 条の 3 第 3 項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆ 基本目標Ⅲ 施策の方向 3 の項目については、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」第 8 条第 3 項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆ 本市の最上位計画である「桐生市第六次総合計画」の個別計画としての性格を有するとともに、その他の市の関連計画との整合性を持つものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和 8 年(2026 年)度から令和 12 年(2030 年)度までの 5 年間とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 4 計画の背景

### 1) 世界の動き

国連は、昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」(第 1 回世界女性会議)を開催し、女性の地位向上を目的とした「世界行動計画」を採択しました。その後、「国際婦人の 10 年」(1976 年～1985 年)を通じて女性の人権擁護と男女平等実現に向けた取組が進められ、昭和 54 年(1979 年)には「女子差別撤廃条約」が採択されました。さらに、平成 7 年(1995 年)には、第 4 回世界女性会議(北京)で「北京宣言」と「行動綱領」が採択され、男女平等の実現に向け優先して取り組むべき 12 の重大問題領域と、その領域ごとの戦略目標と行動が示され、各国の政策・計画づくりと進捗評価の指針となりました。

また、平成 23 年(2011 年)には、ジェンダー 関連 4 機関が統合して「UN Women」が発足しました。平成 27 年(2015 年)には「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (SDGs)におけるゴール 5「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。その後も、毎年進捗評価が行われる中、COVID-19 パンデミックが女性や女児に与えた影響が指摘され、経済的格差や暴力の問題が改めて浮き彫りになっています。

令和 5 年(2023 年)には、日本で開催された「G7 日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」において、ジェンダー平等に向けた国際連携の重要性が議論され、特にデジタル分野における格差是正や女性のエンパワーメントが主要テーマとなりました。このように、ジェンダー平等の実現に向けた取組は、国際的な枠組みの中で時代ごとの課題に対応しながら進化を続けています。

## 2) 国の動き

国は、昭和 50 年(1975 年)の「国際婦人年世界会議」および「世界行動計画」を受けて、昭和 52 年(1977 年)に「国内行動計画」を策定し、昭和 60 年(1985 年)には「女子差別撤廃条約」を批准しました。これを契機に国内法や制度の整備が進められ、平成 11 年(1999 年)には「男女共同参画社会基本法」の公布・施行、その翌年の平成 12 年(2000 年)には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画は 5 年ごとに見直され、この基本計画のもと、男女共同参画の具体的施策として平成 19 年(2007 年)に「仕事と生活の調和憲章」と行動指針が策定され、「育児・介護休業法」の改正により、仕事と家庭の両立支援が強化されてきました。

また、平成 27 年(2015 年)には「女性活躍推進法」、平成 30 年(2018 年)には「政治分野における男女共同参画推進法」が制定され、各分野における女性の活躍推進が図られています。特に、女性活躍推進法は令和 7 年(2025 年)の改正により、令和 7 年度末の期限が 10 年間延長されるとともに、女性の職業生活における活躍に関する情報公表が強化され、さらなる女性の登用促進が期待されるところです。

さらに、女性に対する暴力の根絶に向けて「ストーカー規制法」や「DV 防止法」の法改正が重ねられ、令和 4 年(2022 年)には「困難女性支援法」が成立し、DV や経済的困窮、性暴力など、複合的な困難を抱える女性への包括的な支援体制が整備され、安全で安心な生活環境の実現が進められています。

## 3) 群馬県の動き

群馬県では、昭和 50 年(1975 年)の国際婦人年を契機に、昭和 55 年(1980 年)に「新ぐんま婦人計画」が策定し、その後も「新ぐんま女性プラン」が平成 5 年(1993 年)、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画としての「ぐんま男女共同参画プラン」が平成 13 年(2001 年)に策定され、女性施策の推進体制の整備が行われました。

また、平成 16 年(2004 年)には「群馬県男女共同参画推進条例」が制定され、「ぐんま男女共同参画プラン」もその後、数度の見直しを経て、令和 8 年(2026 年)には「群馬県男女共同参画計画(第 6 次)」が策定されています。

さらに、配偶者からの暴力の根絶に向けた取組として、平成 18 年(2006 年)に「ぐんま DV 対策基本計画」が策定され、その後改定を重ね、令和 6 年(2024 年)には、国の「困難女性支援法」の施行を踏まえて「DV 対策推進計画」と「困難女性支援計画」を一体化した「第 5 次ぐんま DV 対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」が策定され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現が推進されています。

## 4) 桐生市の動き

本市では、平成 3 年(1991 年)に「桐生市第三次総合計画」において初めて「女性の社会参加」の積極支援について明記し、平成 7 年(1995 年)に桐生市教育委員会社会教育委員会議から「男女共同参画社会づくりについて」が建議されたことを受け、平成 8 年(1996 年)にさらなる推進を図るための部署を新設しました。

その後、懇談会や審議会等※ 1を整備し、「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、平成 12 年(2000 年)に男女平等を進める桐生市行動計画「桐生ジェンダー・フリープラン 21」を策定しました。

また、男女共同参画を推進する庁内組織として、桐生市男女共同参画庁内推進会議を設置しました。平成17年(2005年)には市町村合併があり、桐生、新里、黒保根3地区一体化に向けたまちづくりを進め、平成18年(2006年)に男女共同参画社会の実現に向けて「桐生市男女共同参画計画」を策定しました。その後は改定を重ね、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を展開してきました。

※1：市民委員を含む男女共同参画推進のための協議を行う組織は、平成9年(1997年)以降、異なる名称で数年ごとに組織されていましたが（参考資料の年表参照）、平成21年(2009年)以降は「桐生市男女共同参画推進協議会」として定着しています。

## 5) 桐生市の現状からみる課題

「桐生市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度版）」における各施策の取組状況や令和6年(2024年)度に実施した「桐生市男女共同参画市民意識調査」※2（以下「市民意識調査」）の結果や社会状況等をもとに、本計画にて特に注力して取り組むべき課題を抽出しました。

※2：結果の抜粋版を「参考資料」に掲載

### (1) あらゆる分野における女性の参画促進

市政運営において女性の意見を十分に反映させるため、本市では市の審議会等付属機関や組織における女性の登用を推進してきましたが、令和7年(2025年)4月時点における市の審議会等付属機関の女性委員の割合は25.8%であり、令和7年度(2025年度)末までの目標として掲げていた30%を達成するに至りませんでした。

さらに、区長や自治会長など地域社会の役職における女性の参画も進んでいないのが現状で、災害時における男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策のためにも、地域における女性の参画を促進することは極めて重要です。

また、令和6年(2024年)に実施した令和6年度桐生市男女共同参画市民意識調査では、政治の場において「男性優遇」と感じている人が68.6%である一方、「女性優遇」と感じている人はわずか0.3%にすぎず、男女平等が実現されていると感じていない人が多い現状が浮き彫りになっています。

国は、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を30%程度とする目標を掲げ、これを通過点として継続的な取組を進めることで、2030年代には性別を意識せず誰もが活躍できる社会を目指しています。本市もこの流れに沿い、あらゆる分野における女性の参画促進に向けた具体的な取組のさらなる強化が求められます。

### (2) 固定的性別役割分担意識の解消

桐生市では、昭和50年(1975年)をピークに人口が減少に転じ、令和6年(2024年)5月1日時点でも10万人を下回りました。特に15歳～39歳の若い世代で地元を離れる人が多く、若い女性の市外流出は合計特殊出生率の減少につながり、令和4年(2022年)には0.95と初めて1を下回りました。婚姻数も減少傾向にあり、この10年でほぼ半減しています。

こうした課題の背景については、職場、家庭、地域社会などさまざまな場面で表出する固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の存在が要因の一つとして指摘されています。この意識は、女性への家事・育児・介護負担の偏りや男女間の賃金格差を生むだけでなく、男性にとっても過重労働による心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしています。

令和6年度桐生市男女共同参画市民意識調査では、社会全体における男女の平等感について64.2%の人が「男性優遇」と感じており、「女性優遇」と答えた人はわずか4.6%にとどまっています。

少子高齢化や人口減少が急速に進行する中で、地域の活力を維持し向上させるためには、女性や若者の活躍がこれまで以上に重要となっています。

そのためには、固定的性別役割分担意識や男女間の不平等を解消し、全ての人が希望に応じて活躍できる男女共同参画社会を実現し、誰もが暮らしやすい魅力的な地域づくりを進めていくことが必要です。

## 桐生市男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度版）の指標における達成状況

指標	実績値		目標値	達成状況	
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)		
基本目標Ⅰ	「男は仕事、女は家庭」という考え方賛同しない人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	47.5%	80.6% ※3	60.0% 以上	一
	男女共同参画セミナー参加者のうち「参考になった」と回答した人の割合	89.7%	100%	92.0% 以上	達成
基本目標Ⅱ	市の審議会等付属機関における女性委員の割合	22.9% (令和2年度)	25.8% (令和7年度)	30.0% 以上	未達成 (向上)
	ママ＆パパ教室参加世帯における父親の受講率	78.0%	81.3%	80.0% 以上	達成
	女性に対する創業支援件数	年間 9 件	52 件	年間 20 件以上	達成
基本目標Ⅲ	DVを受けた際に誰にも相談しなかった人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	46.3%	59.2%	35.0% 以下	未達成 (後退)
	健康教育への参加者のうち健康意識向上者の割合	69.2%	78.0%	90.0% 以上	未達成 (向上)

※3：令和元年度調査では「どちらともいえない」という選択肢があったが、令和6年度調査にはなかったため、効果測定不能

## 5 計画の基本的な考え方

### 1) 分野横断的な価値としての「男女共同参画」

全ての人が性別にかかわらず、自らの個性や能力を十分に発揮できる、持続可能で活力ある社会を実現するためには、あらゆる分野において男女共同参画の視点を確保することが不可欠です。そのためには、行政だけではなく、市民、事業所、各種団体等が一体となって取り組むことが重要であり、いずれかが欠ければ、男女共同参画社会の実現は困難となります。

市職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、本計画に掲載されている施策に限らず、全ての施策に男女共同参画の視点を反映させることが求められています。

また、地域に関わる全ての人々が、男女共同参画や男女平等に关心を持ち、「性別にかかわらず誰もが能力を十分に発揮することのできる環境づくり」を、自分事として家庭や地域、学校、職場などで推進していくことが非常に重要です。

第3章では、市民、事業所、各種団体の皆さんに取り組んでいただきたい事項を施策の方向ごとに掲載しています。ぜひ、取組の参考としてご活用ください。

### 2) SDGsを踏まえた各施策の推進

「世界の動き」でも触れた通り、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」では、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられるとともに、17の全てのゴールにおいて「ジェンダーの視点の主流化」が不可欠であることが示されています。「ジェンダー平等の実現」とは、社会的・文化的に「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった固定観念や先入観が生み出す、性別に基づくあらゆる偏見や差別を解消し、社会における男女の格差を是正することを指します。そして、全ての人が自らの能力を最大限発揮し、そのための機会を平等に享受できる社会を築くことを目指すものです。

この理念は、本計画の理念や目標と共通するものであり、本市では、SDGsとの結びつきを意識しながら各施策を推進していきます。第2章には、施策の方向ごとに対応するSDGsゴールのアイコンを掲載しています。

## 第2章 計画の目指す方向





## 1 基本理念

全ての個人が社会の対等な構成員として互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、いきいきと暮らすことができる **男女共同参画社会の実現** を目指します。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、以下3つの基本目標を設定します。

### I 男女共同参画社会の実現に向けた整備

全ての市民が男女共同参画についての理解を一層推し進め、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」の解消を進めるとともに、自ら取り組むだけでなく協力して、より一層の整備が進められるように支援します。

### II あらゆる分野における男女共同参画推進

社会の対等な構成員として、男女間の実質的な機会の平等が図られ、双方の視点や意思が社会のあらゆる分野に反映されていくよう、政策・方針決定過程への女性の登用を推進してきましたが、なお一層の推進を図るための整備を進めます。また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、さまざまな分野において活躍していくよう、多様かつ柔軟な働き方の促進や、育児・介護の支援体制の充実を図り、ウェルビーイング（多様な幸せ）※4 の向上を目指します。

### III 安全安心に暮らせるまちづくり

誰もが安全安心に暮らせる環境づくりのため、社会的弱者への暴力根絶に向けた啓発・被害者支援を行うとともに、地域防災体制への女性の直接的な参画や弱者への配慮を含め、体制の更なる強化に取り組みます。

また、誰もが健康で、自立して社会に参画していくための支援体制の更なる充実を図ります。

※4：ウェルビーイングについて確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念。ここでは国の第6次計画に合わせて（多様な幸せ）と表現している。50ページの用語解説参照

### 3 施策の体系

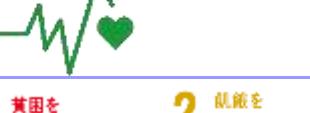
基本理念	基本目標	施策の方向	施策目標
男女共同参画社会の実現に向けた整備	I 男女共同参画社会の実現に向けた整備	1 男女共同参画を進める意識の醸成	1) 男女共同参画の理解浸透
			2) 人権を尊重する意識の醸成
			3) 性別にとらわれない意識づくり
		2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成
			2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
	II あらゆる分野における男女共同参画推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の促進
			1) 行政分野における女性の参画拡大
		2 「仕事と生活の調和」とウェルビーイング(多様な幸せ)向上の実現	2) 事業所や地域活動等における女性の参画拡大
			1) 多様かつ柔軟な働き方の促進と就労支援
			2) 男女共同の家事・育児・介護の促進のための環境整備
	III 安全安心に暮らせるまちづくり	1 あらゆる暴力の根絶	3) 仕事と生活の両立支援
			1) ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶のための基盤づくり
			2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
		2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	3) 子どもや高齢者、障がい者に対する暴力の根絶に向けた対策の推進
			1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化
		3 生涯にわたる健康づくり支援	2) 防災の現場における女性の参画拡大
			1) さまざまな世代への健康管理支援
			2) スポーツ分野における男女共同参画の推進
		4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	1) 困難な問題を抱える人への支援
			2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備
			3) 障がい者等が安心して暮らすための環境整備
			4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備

女性活躍推進法推進計画

DV法基本計画

困難女性支援法基本計画

## 4 計画とSDGs

基本目標	施策の方向	対応するSDGsのゴール
I 男女共同参画社会の実現に向けた整備	1 男女共同参画を進める意識の醸成	 <b>10 人や国の不平等をなくそう</b> <b>16 平和と公正をすべての人に</b>
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	 <b>4 質の高い教育をみんなに</b> <b>10 人や国の不平等をなくそう</b>
II あらゆる分野における男女共同参画推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	 <b>4 質の高い教育をみんなに</b> <b>8 繁荣がいとも経済成長も</b> <b>16 平和と公正をすべての人に</b>
	2 「仕事と生活の調和」とウェルビーイング(多様な幸せ)向上の実現	 <b>8 繁榮がいとも経済成長も</b> <b>9 綱業と技術革新の基盤をつくろう</b> <b>10 人や国の不平等をなくそう</b>
III 安全安心に暮らせるまちづくり	1 あらゆる暴力の根絶	 <b>3 すべての人に健康と福祉を</b> <b>10 人や国の不平等をなくそう</b> <b>16 平和と公正をすべての人に</b>
	2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化	 <b>11 住み続けられるまちづくりを</b> <b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b>
	3 生涯にわたる健康づくり支援	 <b>3 すべての人に健康と福祉を</b>
	4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり	 <b>1 貧困をなくそう</b> <b>2 飲食をゼロに</b> <b>3 すべての人に健康と福祉を</b>

## 5 指標一覧

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
基本目標I	「男女共同参画社会基本法」の認知度 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	55.9%	80.0% 以上
	社会全体で男女が「平等である」と感じると回答した人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	20.1%	30.0% 以上
	「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識に賛同しない人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	80.6%	90.0% 以上
基本目標II	男女が活躍できるまちだと感じる人の割合 (「市民の声」アンケート)	17.8% (令和7年度)	30.0% 以上
	市の審議会等付属機関における女性委員の割合	25.8% (令和7年度)	30.0% 以上
	人材養成講座を受講した女性の人数(年間)	26人/年	50人/年 以上
	ママ＆パパ教室参加世帯における父親の受講率	81.3%	90.0% 以上
基本目標III	DVをふるつたこと(加害体験)がある人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	17.9%	着実に減少し、0を目指す
	DVを受けたこと(被害体験)がある人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	21.9%	着実に減少し、10%以下を目指す
	DVを受けた際に誰にも相談しなかった人の割合 ※5 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	59.2%	30.0% 以下
	地域や自主防災組織において実施する、防災に関する各種研修への女性参加率	0	30.0% 以上
	特定健康診査の受診率 ※6	38.6% (令和5年度)	60.0% 以上
	堀マラソン大会参加者数	5,812人	8,000人 以上
	桐生市国際交流協会が実施する外国人向けの日本語教室参加者数(年間のべ人数)	1,164人/年	1,500人/年 以上

※5：現状値は令和6年度の市民意識調査で「DVを受けたこと(被害体験)がある」と回答した人(71人)のうち、「誰にも相談しなかった」と回答した人(42人)の割合

目標値は仮に令和12年度の「DVを受けたことがある」人が現状と同様に71人だった場合に「誰にも相談しなかった」人の割合として算出しています。ただし、計画実行にあたっては、「DVを受けたことがある」人を減らすとともに相談につなげ、「誰にも相談しなかった」人を減らすことで目標達成を目指します。

※6：生活習慣病の原因であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査(国保受診者)

### 第3章 施策の展開





## 基本目標I 男女共同参画社会の実現に向けた整備

### 施策の方向1 男女共同参画を進める意識の醸成

#### 【現状と課題】

男女が互いに助け合い、それぞれの能力を最大限に発揮できる社会は、人口減少や働き手の不足といった問題を解決する助けになるだけでなく、人々の幸せや社会全体の持続的な発展にもつながります。

これまで男女共同参画を推進するさまざまな取組や法制度の整備が進められてきましたが、令和6年（2024年）度に実施した市民意識調査では、社会全体で「男女が平等」と感じている人は20.1%にとどまり、「男性の方が優遇されている」と感じている人が64.2%にもなりました。

この背景には、「女性は家事や育児をするもの」「管理職は男性向き」といった、長年にわたって人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、またそれらによって形成されている価値観や慣習があり、こうした考え方は、女性の活躍を妨げるだけでなく、男性が自由に生き方を選ぶことも難しくしてしまいます。

このような偏見や無意識の思い込みによる悪影響が生じないような、性別に関係なく能力や希望に応じて活躍できる環境をつくるためには、制度や仕組みを整えるだけでなく、私たち一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めることが大切です。

#### 施策目標1) 男女共同参画の理解浸透

市民一人ひとりが性別にとらわれない公平で多様性を尊重する男女共同参画社会を実現することの重要性やジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）について正しい知識を得られるよう、多様な学習機会や情報の提供に努めます。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画の理解を深めるためのセミナーを開催します。また、誰もが気軽に学べるよう、市立図書館における関連書籍の充実を図ります。	地域づくり課 図書館
(2) 男女共同参画に関する広報や啓発活動の推進	男女共同参画に関する各種情報や先進事例等について、広報紙、ホームページ等を通して広く発信します。	地域づくり課

#### 施策目標2) 人権を尊重する意識の醸成

男女共同参画社会は、あらゆる人々が個人としての人権を尊重され「人間として対等に生きる」社会でもあり、人権の視点が何よりも重要です。多様な生き方の尊重や人権意識の定着を図るために、学習機会の充実を図るとともに、各種情報について広く周知します。

施策	内容	担当課
(1) 人権に関する学習機会の提供	女性、高齢者、障がい者、外国人、性的マイナリティ等のさまざまな人たちの人権に関する出前講座やセミナー等を実施します。	地域づくり課 生涯学習課
(2) 人権に関する広報や啓発活動の推進	人権に関する各種情報や相談窓口等について、広報紙、ホームページ等への掲載、チラシの配布等を通して広く周知します。	地域づくり課

### 施策目標3) 性別にとらわれない意識づくり

男女共同参画推進の基盤として、固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見の解消を図ります。また、市の政策や制度にそれらの偏見を影響させない仕組みを検討し、市職員が全ての事業に男女共同参画の視点を反映できるよう研修を充実させます。

施策	内容	担当課
(1) 固定的な性別役割分担意識の解消	セミナーや講座の実施、ホームページ等での広報を通じ、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見等の解消を図ります。また、無意識の偏見が影響しないためのチェック機能の構築に向け、検討を行います。	地域づくり課
(2) 市職員に対する研修等の充実	全ての職員が男女共同参画の視点を踏まえて各事業を実施できるよう、職員向け研修の充実を図ります。	人材育成課 地域づくり課

#### 市民の皆さんの取組

- ◆ 家庭の中で性別による役割分担がされていないか話し合い、見直しましょう
- ◆ セミナーや講座等に積極的に参加して、情報や知識を家族や友人と共有してみましょう
- ◆ 無意識のうちに女性、高齢者、障がい者、外国人、L G B T Q 等の人に対して偏見をもったり、差別をしていないか、心の中を見つめてみましょう

### 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育の推進

#### 【現状と課題】

性別の違いを理解しつつ、お互いを一人の人間として尊重し、自立した考え方を育てることは、誰もが自分の個性や能力を生かせる社会をつくるための大切な基盤です。このような考え方には、家庭や学校、地域での生活や教育によって大きく影響を受けるため、周りの大人たちの役割が非常に重要です。令和6年(2024年)の市民意識調査によると、学校教育の場で「男女が平等」と感じている人は52.2%でしたが、家庭生活では40.7%、さらに社会通念や慣習、しきたりでは19.1%にとどまり、多くの場面で依然として不平等感が残っていることが明らかになりました。

この状況を改善するためには、家庭や地域、職場、学校などあらゆる場で、大人たちが無意識の思い込みに気づき、性別による役割の押し付けをなくすことが必要で、子どもたちが性別に縛られることなく自由に活躍できる環境を整えることが求められます。

### 施策目標1) 学校教育における男女平等・男女共同参画意識の醸成

子どもの発達段階に応じて、男女平等や人権尊重の精神を高め、個性や能力を重視した教育を推進します。また、自らの考え方や立場を伝え、互いに理解し合う能力や主体的に進路を選択する能力を育成します。教職員に対しては適切な指導をすることができるよう研修を実施し、スキルアップを図ります。

施策	内容	担当課
(1) 男女平等・相互理解教育の推進	日頃の教育活動や人権教育講座の実施を通して、男女平等や男女が互いを尊重し合うことの大切さを理解するための教育を計画的に実施します。	子育て支援課 学校教育課 生涯学習課
(2) 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育の推進	性別にかかわらず個々の興味や能力、適性を生かしたキャリア教育及び進路指導の充実を図ります。	学校教育課
(3) 教職員に対する研修の実施	保育園・幼稚園・こども園・小学校・中学校・義務教育学校の人権教育担当者を対象に研修会を実施し、教職員等の意識や指導スキルを高めます。	子育て支援課 学校教育課

## 施策目標2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

男女共同参画の視点に立った家庭環境づくりを支援するため、親自身の意識改革や子どもに関する知識や情報を得るための機会を提供します。また、親子でともに男女平等や男女共同参画について考え、実際に行動していくためのきっかけとなる学習機会の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 家庭教育学級の充実	子育てや子どもを取り巻く社会環境に関すること等、さまざまなテーマについて家庭教育学級を実施します。	生涯学習課
(2) 「学校・保護者連絡アプリ」の活用による教育に関する情報提供の推進	「学校・保護者連絡アプリ」を活用し、幼稚園及び小学校、中学校、義務教育学校の各種行事や教育活動の様子を保護者に向けて、適時に情報発信する取組を推進します。	教育環境課
(3) 子ども対象や親子参加型講座の充実	さまざまなテーマで子どもや親子を対象とした講座を実施します。	生涯学習課
(4) 家庭における男女共同参画の学習機会の提供	作品募集やリーフレット等により、夏休み期間等に親子で男女共同参画について考える機会を提供します。	地域づくり課

## 施策目標3) 生涯にわたる多様な学びと地域参画の促進

市民が生涯にわたってあらゆる分野について学んだり、参画したりできるよう、多様な学習機会を提供します。また、子どもたちが地域の高齢者等と交流する機会の充実を図り、生涯にわたって地域のさまざまな活動に参画していくための土台を築きます。

施策	内容	担当課
(1) 生涯学習の充実と地域活動への参画促進	生涯にわたり誰もが主体的に学べるよう、多様な学習機会等を提供し、地域活動等へ参画するきっかけづくりを進めます。	生涯学習課
(2) 子どもと高齢者との交流の促進	高齢者の保育園・こども園・幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校の各種行事への参加や、スクールボランティアの活動を通して、子どもと高齢者との交流を促進します。	子育て支援課 教育環境課

### 市民の皆さんの取組

- ◆ 無意識のうちに「男らしさ、女らしさ」といった枠に子どもたちを当てはめていないか確認してみましょう
- ◆ 男女平等や男女共同参画について、家族で話し合ってみましょう
- ◆ 自分の地域で開催される講座や地域活動へ参加してみましょう

## 【基本目標Ⅰ】成果目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
1 「男女共同参画社会基本法」の認知度 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	55.9%	80.0% 以上	地域づくり課
2 社会全体で男女が「平等である」と感じる回答した人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	20.1%	30.0% 以上	地域づくり課
3 「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識に賛同しない人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	80.6%	90.0% 以上	地域づくり課

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画推進

### 施策の方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 【現状と課題】

市の審議会委員、行政や企業の管理職、自治会・町会の役員など、政策や方針を決める場に女性をはじめとするさまざまな人が参加できる環境を整えることは、多様性を大切にし、全ての人が充実した人生を送れる社会を実現する上で欠かせません。

また、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化が進む中で、さまざまな視点を取り入れることは、新しい発想や革新を生み出し、社会や経済の持続的な発展につながります。

これまでも本市では、審議会の委員や組織の代表、役員、管理職等への女性登用を積極的に推進してきました。令和7年（2025年）4月時点における市の審議会等付属機関の女性委員の割合は25.8%（令和2年（2020年）4月時点で22.9%）であり、目標値の30%には届きませんでしたが、市の係長以上の管理職に占める女性の割合は30.9%（令和2年（2020年）4月時点で24.5%）となり、目標が達成できました。

国の第6次男女共同参画基本計画では、指導的な立場にいる女性の割合を2020年代の早い段階で30%にすることを目指し、その後もこの目標を通過点として、2030年代には性別に関係なく誰もが活躍できる社会を目指すとしています。

本市でもこの方針に基づき、各組織を担う人たちが女性参画の重要性やメリットを理解し、女性が活躍できる環境を整えること、また、女性自身も自分の個性や能力を活かして社会に貢献しようとする意識を高めることなど、より一層の取組が求められます。

#### 施策目標 1) 行政分野における女性の参画拡大

男女双方の視点や意思を市政や教育に十分に反映していくため、各分野で活躍する女性人材を積極的に発掘するとともに、市の審議会等付属機関の委員等への登用を推進します。また、市及び学校における女性管理職の登用推進に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) 市の審議会等付属機関における女性登用推進	法令・条例・要綱等により設置された市の審議会等付属機関における女性登用率を把握し、担当課へ女性登用の働きかけを行います。	地域づくり課
(2) 女性人材リストの充実と登録者の行政参画促進	女性人材リスト登録者を広報紙やホームページ等で幅広く募るとともに、登録者の市の審議会等付属機関等の委員やセミナー講師等への登用を促進します。	地域づくり課
(3) 市における女性管理職の登用推進	女性職員の活躍を推進するための環境整備を図り、市における女性管理職の登用を促進します。	人材育成課
(4) 学校における女性管理職の登用推進	適材適所を前提とし、幼稚園・市内小・中学校・義務教育学校、市立商業高校の女性管理職の登用を推進します。	学校教育課

## 施策目標2) 事業所や地域活動等における女性の参画拡大

各分野において、女性の視点や意思が組織の中で十分に生かされ、一人ひとりがやりがいを持って仕事や活動に取り組んでいけるよう、責任ある立場への女性登用や女性活躍のための環境整備を促進します。

施策	内容	担当課
(1) 事業所における女性活躍の促進	「男女雇用機会均等法」をはじめとする法律・制度に関する情報提供を行うとともに、国の進める「地域の働き方・職場改革等」と連動した取組を推進し、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保等を図ります。	地域づくり課 商工振興課
(2) 農業分野における方針決定過程への女性参画の促進	近代的な家族農業経営の実現を目指す「家族経営協定」の啓発と普及に努めるとともに、女性団体の交流会や視察・研修への参加を推進します。また、より多くの女性の意見や視点を取り入れるため、農業委員の女性比率拡大を目指します。	農業振興課 農業委員会事務局
(3) 自治会等における方針決定過程への女性参画の促進	区長連絡協議会を通じ、自治会等における女性役員の登用について働きかけを行い、地域における方針決定の場への女性の参画を促進します。	地域づくり課
(4) 観光・地域文化振興等への女性参画の促進	桐生観光大学や、八木節教室等への女性の参画を促し、観光や地域文化振興の担い手となる女性の育成を目指します。	観光交流課

### 市民の皆さんの取組

- ◆ 自治会・町会などの活動や地域の観光・文化等に興味を持ち、行事や講座等に積極的に参加してみましょう

### 事業所の皆さんの取組

- ◆ 管理職を目指す女性が活躍しやすいような職場環境づくりに努めましょう

### 各種団体の皆さんの取組

- ◆ 団体活動において、男女双方の意見が反映されているか見直してみましょう

## 施策の方向2 「仕事と生活の調和」とウェルビーイング(多様な幸せ)向上の実現

### 【現状と課題】

仕事は生活を支える経済的な基盤であると同時に、生きがいや自己実現につながる重要な要素ですが、同時に、家庭生活や趣味、学習、地域活動も豊かな人生を送るうえで欠かせないものです。

そのため、全ての人が働きやすく暮らしやすい環境を整えることは、ウェルビーイング（多様な幸せ）の向上につながります。

近年、若い男性の間では家事や育児に積極的に関わりたいと考える人が増加し、男性の育児休業取得率は上昇傾向にありますが、短期間での取得が多く、また、残業をしながらフルタイムで働く男性の割合も高いため、家事や育児の負担が依然として女性に偏っているのが現状です。

令和6年（2024年）の市民意識調査でも、食事の準備を8割以上、掃除、洗濯、家計管理を6割以上の家庭で、主に妻が担っていると回答しています。

このような状況が続ければ、女性が休息や、自分の健康を気遣う時間を確保するのが難しくなり、その結果、心身の健康を損なう可能性や、仕事の継続が困難になる場合もあります。また、女性の採用や育成、登用を妨げる要因にもなり得ます。男女共同参画や女性の活躍は、経済や社会が持続的に発展するため

に欠かせない要素であるにもかかわらず、女性の持つ潜在的な能力を十分に生かせていない現状は、社会全体にとって大きな損失と言えます。

これらの問題を解消し、それぞれの人の多様な幸せを実現していくためには、希望する全ての人が仕事と子育て、介護、社会活動などの生活を無理なく両立しながら働き続け、自分の能力を十分に発揮できる環境を整えることが重要です。そして、将来を見据えて長く働き続けられるよう、育児や介護などのライフイベントに柔軟に対応し、男女問わずライフステージに応じて希望する働き方を選べる仕組みをつくることが、これからますます重要になっています。

### **施策目標 1) 多様かつ柔軟な働き方の促進と就労支援**

事業所における働き方の見直し、男女の多様かつ柔軟な働き方の選択・実現に向けた取組を促進します。また、働きたい人がそのライフスタイルにあった就労ができるよう、キャリアアップや再就職、起業等に向けて、積極的に挑戦できるよう支援します。

施策	内容	担当課
(1) 働き方の見直しの促進	事業所に対し、男女に関係なく長時間労働の削減や休暇の取りやすい職場環境の整備等、働き方の見直しに関する各種情報や先進事例等を広く提供します。	商工振興課
(2) 就労やキャリアアップのための支援	ハローワークと連携し、就労を希望する人へ情報提供を行います。また、仕事に必要な知識や技術を習得するための講座の開催や事業所が実施する研修等を支援します。	商工振興課
(3) チャレンジする女性起業家の支援	創業意欲のある女性に対して、支援機関や関係団体等と連携しながら、多様な創業支援を行います。	商工振興課

### **施策目標 2) 男女共同の家事・育児・介護の促進のための環境整備**

育児・介護休業等の取得、ハラスメントの防止等について広く情報提供を行うとともに、男性や若年層に対して家事や育児への積極的な参加を促進するための講座等の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 育児・介護休業等の取得促進とハラスメントの防止	男女ともに育児・介護休業等の取得を促進するとともに、取得に起因する各種ハラスメントの防止に努めます。また、労働相談窓口の活用を促進します。	商工振興課
(2) 男性の家事・育児参画促進	パートナーや子どもとともに参加できる講座等の充実を図ります。また、子育てガイドブックや母子手帳アプリの活用促進を図ります。	子育て相談課
(3) 中高生を対象とした育児体験の推進	中高生を対象に、若年層の段階から男女共同の育児への理解を促すための子育て体験実習等の出前講座を実施します。	子育て相談課

### 施策目標3) 仕事と生活の両立支援

育児や介護をしながらも、男女がともにやりがいや責任を持って仕事をしたり、積極的に地域活動等に参画したりすることができるよう、各種支援サービスの充実に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) こども家庭センター機能の充実	妊娠・出産・子育てに関する各種支援制度やサービスの情報提供及び相談支援を母子保健と児童福祉で一体的に行う「こども家庭センター」機能の充実を図ります。	子育て相談課
(2) 一時預かり保育や子育てサロン等の充実	一時預かり・延長保育・休日保育・病児保育や、子育てサロン、ファミリーサポートセンター事業等を実施し、働く男女の子育てを応援します。	子育て支援課 子育て相談課 教育環境課
(3) 放課後児童の健全育成と子どもの居場所づくり	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童に対し、放課後児童クラブにおいて放課後や長期休暇中などに適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援課
(4) 介護に関わる相談体制の充実	働く男女が家族の介護を行なながらも、希望する形で仕事を継続できるよう、各種制度やサービスに係る情報提供や相談体制の充実を図ります。	健康長寿課

#### 市民の皆さんの取組

- ◆ 女性だけに家事や育児、介護等の負担が偏っていないか確認してみましょう  
偏りを確認したら、できることから家族で分担を始めてみましょう
- ◆ 長時間労働の緩和や働きやすい職場づくりのために自ら改善できることはいか考へてみましょう
- ◆ パートナーや子どもと積極的に講座や地域の活動等に参加して、情報交換をしたり、悩みを相談できる仲間を作つてみましょう
- ◆ 仕事や育児、介護等で問題に直面したら、抱え込まずに相談窓口等を利用しましょう

#### 事業所の皆さんの取組

- ◆ ワーク・ライフ・バランスやウェルビーイングについて事業所内で意見交換をしてみましょう
- ◆ 多様な働き方を実現するための社内制度や体制づくりについて、男女双方の視点から検討してみましょう
- ◆ 女性だけでなく、男性も育児・介護休暇を取得しやすい環境を作るため、従業員の理解促進やハラスメントの防止に努めましょう。

#### 【基本目標Ⅱ】成果目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
1 男女が活躍できるまちだと感じる人の割合 （「市民の声」アンケート）	17.8% (令和7年度)	30.0% 以上	地域づくり課
2 市の審議会等付属機関における女性委員の割合	25.8% (令和7年度)	30.0% 以上	地域づくり課
3 人材養成講座を受講した女性の人数(年間)	26人/年	50人/年 以上	商工振興課
4 ママ＆パパ教室参加世帯における父親の受講率	81.3%	90.0% 以上	子育て相談課

## 基本目標Ⅲ 安全安心に暮らせるまちづくり

### 施策の方向 1 あらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

誰もが性別に関係なく、自分の個性や能力を十分に発揮できるためには、全ての人の人権が尊重され、安全で安心して暮らせる環境が欠かせません。しかし現状では、性犯罪や性暴力、配偶者間の暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントといった暴力が、個人の尊厳を傷つけ、安全で安心な生活を妨げる大きな課題となっています。

さらに、デジタル化の進展やSNSなどのコミュニケーションツールの普及により、暴力の形はますます多様化しています。

暴力は被害者的心身に深い傷を残し、その後の人生にも大きな影響を与えます。特に女性に対する暴力の背景には、社会における男女の状況の違いや根深い偏見があり、これをなくすためには、男女間の経済的・社会的な格差を是正し、人権を尊重する意識を徹底することが求められます。

また、暴力は性別を問わず決して許されるものではありません。子どもや若者、高齢者や障がい者、男性、性的マイノリティなど、さまざまな人々が被害を受けている現状を踏まえ、身体的な暴力だけでなく、さまざまな嫌がらせ等を含む、あらゆる暴力を容認しない姿勢を社会全体で示していくことが重要です。

しかしながら、令和6年（2024年）の市民意識調査では、DV被害にあった人で、「相談するほどでもなかった」、「自分にも悪いところがあった」、などの理由からどこにも相談しなかった人の割合が59.2%に上りました。暴力の被害者に対しては、その尊厳を回復するために、相談から保護、自立支援、さらに自立後の継続的な支援まで、専門的な支援を十分に行うことが必要です。そのため、行政や関連機関、民間団体が連携を強化し、相談窓口の周知を徹底し、専門的な知識やスキルを持つ人材の育成と確保、包括的な支援体制を整えることが求められます。

#### 施策目標1) ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶のための基盤づくり

DVをはじめとするジェンダーに基づく暴力について多くの人が認識し、あらゆる暴力を容認しない意識を広く浸透させていくための啓発や、暴力の当事者とならないための教育に積極的に取り組みます。

施策	内容	担当課
(1) ジェンダーに基づく暴力の予防と根絶に向けた啓発	全ての人がジェンダーに基づく暴力について認識し、暴力は重大な人権侵害であるという意識の啓発を進めます。また、被害を未然に防止したり、被害にあった際に適切な対処ができるよう、広く情報を発信します。	地域づくり課
(2) 若年層に対する性暴力等の被害の予防と拡大防止	若年層が性暴力やデートDV等の被害について認識し、早期に相談できるよう、広く啓発に取り組みます。また、適切な支援に向け、教職員の各種研修会への参加を促進します。	地域づくり課 青少年課 学校教育課

#### 施策目標2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

配偶者等からの暴力について悩みや不安を持つ市民が、一人で抱え込まず相談できるよう、相談窓口の周知を徹底します。また、暴力の形態や被害者の置かれている状況に応じて、被害者のニーズに沿った支援を迅速に行うことができるよう、関係機関との連携を強化します。

施策	内容	担当課
(1)DV相談体制の充実と相談窓口の周知の徹底	適切な対応に向けた相談体制の充実を図ります。また、市の窓口のほか、国や県等が設置している相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、関係各課窓口へのチラシの設置等を通して周知の徹底を図ります。	地域づくり課 市民課 福祉課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育環境課

(2) DVの防止や被害者の保護等を支援する関係機関との連携強化	被害者のプライバシーに配慮しながら、市の関係各課の連携を密にするとともに、県や警察、民間団体等の関係機関との連携を強化します。また、被害者の状況に応じ、相談から生活再建までの支援に取り組む配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討を行います。	地域づくり課 市民課 福祉課 子育て支援課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育環境課
----------------------------------	--	--

### 施策目標3) 子どもや高齢者、障がい者に対する暴力の根絶に向けた対策の推進

各課の窓口への相談や各種健診等で得た情報を、迅速かつ的確に関係機関と共有し、被害の拡大の防止や早期解消に努めます。また、子どもがインターネットへの書き込み等を通じて、いじめや暴力事件等に巻き込まれることのないよう、情報モラルに関する指導・啓発やネット見守り活動等を実施します。

施策	内容	担当課
(1) 児童相談所、警察等との連携強化	児童相談所や警察等と密に連携を図り、虐待の状況や背景事情に十分注意したきめ細やかな支援を行います。	子育て相談課 教育環境課
(2) 子どもや保護者等に対する情報モラルの啓発とネット見守り活動の推進	学校教育における情報モラルの指導を推進するとともに、子どもや保護者、教職員、地域住民を対象に情報モラル講習会を実施します。また、ネット上の悪質な書き込み等に対する見回りを強化します。	青少年課 教育環境課
(3) 高齢者や障がい者に対する虐待防止に向けた啓発の推進	高齢者や障がい者に対する虐待を防止するため、福祉施設の従業員や民生委員を対象とした研修会の実施や、リーフレット配布等により啓発を図ります。 また、適切な対応が図れるよう、職員の研修会等への参加を推進します。	健康長寿課 福祉課

#### 市民の皆さんの取組

- ◆ DV等の暴力は重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さないという姿勢を示しましょう
- ◆ 身近な人がDV等の被害にあったときは、警察や関係機関等への相談を促しましょう
- ◆ 「児童虐待かも…」と思ったら、すぐに児童相談所等へ相談しましょう

### 施策の方向2 男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の強化

#### 【現状と課題】

災害が発生した際には、避難所の設営や運営、地域防災活動において、性別によるニーズの違いに配慮することが非常に重要です。避難所ではプライバシーの確保、授乳や着替え、生理用品の管理など、女性特有の対処するべき課題がたくさんあります。

本市においては、地域防災計画の総則「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策」の項目に沿って取組を進めていますが、女性や子ども、高齢者などの比較的脆弱な状況にある人々の方がより災害の影響を受けやすい傾向があるにもかかわらず、自治会組織などの避難所の運営における意思決定の場に女性の参加が少なく、その視点が避難所の環境整備に反映されにくい状況です。

災害時には、性別や年齢、障がいの有無等、社会的な状況によって受ける影響が異なることから、女性や多様な生活者の視点を一人でも多くの人が理解し、十分な配慮がなされるよう、さまざまな防災の取組について、平時より男女共同参画の視点を導入していくことが重要です。そのため、防災会議の女性委員の登用推進に加え、日頃の防災活動や研修等に、女性をはじめとする多様な住民が積極的に参加できる仕組みを整えることが必要です。

また、女性消防団員やさまざまな人材の参加を促進することも欠かせません。こうした取組によって、災害時に誰もが安心して避難し、生活できる環境が実現し、地域全体の防災力の向上にもつながります。

### 施策目標 1) 防災施策における男女共同参画の視点の強化

防災に関するさまざまな施策において、男女共同参画の視点が十分に確保されるよう、男女共同参画担当課との連携を強化とともに、防災会議における女性委員の登用を進めます。

施策	内容	担当課
(1) 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進	地域づくり課との連携を強化し、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の推進を図ります。	防災・危機管理課
(2) 防災会議における女性委員の登用推進	桐生市防災会議における女性委員の登用を推進します。	防災・危機管理課

### 施策目標 2) 防災の現場における女性の参画拡大

さまざまな防災の現場における女性の参画拡大を目指し、女性の消防団への加入や女性消防吏員の採用を推進とともに、各種訓練や研修等への女性の参画を促進します。

施策	内容	担当課
(1) 消防団への女性参画推進と婦人消防隊の充実	女性団員の増加を図り、男女共同参画の視点に立った消防団運営を実施します。また、女性団員及び婦人消防隊の水防訓練等への参加を促し、各員のスキルアップを図ります。	消防総務課
(2) 女性消防吏員の職域拡大及び採用推進	女性消防吏員の職域拡大のための訓練や研修を実施とともに、女性消防吏員の採用を推進します。	消防総務課
(3) 災害対応研修への女性参画の促進	災害対応研修や訓練への女性の参画を促進し、女性リーダーの育成を支援します。	防災・危機管理課

#### 市民の皆さんの取組

- ◆ 地域防災に关心を持ち、地域で行われる防災訓練や出前講座等の活動に積極的に参加してみましょう

#### 各種団体の皆さんの取組

- ◆ 女性や子ども、避難に支援が必要な人等、さまざまな人に地域の防災活動に参加してもらい、地域防災力を高めましょう

### 施策の方向 3 生涯にわたる健康づくり支援

#### 【現状と課題】

一人ひとりが年齢を重ねながらも、さまざまな分野で活躍していくためには、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、その性別やライフステージに応じた保健、医療を受けることができ、個人のライフスタイルに合った健康づくりに主体的に取り組むことが重要です。

特に女性は、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等、人生を通じて大きく変化するという特性に加え、近年では、就業の増加や初産年齢の上昇、ライフサイクルの変化等によるさまざまな影響が見られます。

また、男性は健康に悪影響を与える生活習慣による生活習慣病のリスクや、根強い固定的な性別役割分担意識による自殺や社会的孤立などの精神的な問題を抱えやすいことが指摘されています。

健康教育や検診、相談体制等の充実や、誰もが身近な場所でスポーツ活動に参加できる環境づくりなど、男女の健康の増進を生涯にわたって長期的、継続的かつ包括的な観点に立って支援していく必要があります。

### 施策目標 1) さまざまな世代への健康管理支援

市民一人ひとりが主体的に生涯にわたって健康の管理や保持・増進ができるよう、健康講座の開催や、健康相談、健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。また、病気の早期発見や重症化を防ぐため、健康診査や各種がん検診等の受診を推進します。

施策	内容	担当課
(1) 健康教育・講座等の充実	生活習慣病の予防や改善に関する健康相談、健康教育、高齢者学級や女性学級等の公民館講座等を実施し、市民の心身における健康管理の支援を行います。	健康長寿課 生涯学習課
(2) 健康診査や各種がん検診の受診促進	生活習慣病の早期発見や重症化予防ための健康診査、各種がん検診について受診の推進を図ります。	健康長寿課
(3) 乳幼児や妊産婦等への健康支援の実施	乳幼児や妊産婦等向けの健康診査、訪問指導、予防接種、健康づくりのための教室等について、受診及び活用を促進します。また、不妊・不育治療費の助成を実施します。	子育て相談課
(4) 性に関する適切な教育の実施	児童生徒の発達段階や実態に応じて、性に関する計画的な指導や外部指導者等による講演会、妊娠期等における健康管理についての出前講座などを実施します。	子育て相談課 教育環境課

### 施策目標 2) スポーツ分野における男女共同参画の推進

生涯にわたり、市民が身近な地域でいつでもスポーツを楽しんだり、健康増進に取り組めるよう、さまざまなスポーツイベントや教室の充実を図ります。また、誰もがスポーツ活動に参画しやすい環境づくりを進めるため、意思決定の場への女性の参画を推進します。

施策	内容	担当課
(1) スポーツイベントや教室等の充実	各団体と協力しながら、多様なスポーツイベントや教室等を開催し、市民のスポーツ活動を支援します。	スポーツ・文化振興課
(2) 多様な人がスポーツ活動に参画するための環境整備	スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員会における女性委員の登用を推進し、男女双方の意見が適正に反映されるよう取り組みます。	スポーツ・文化振興課

#### 市民の皆さんの取組

- ◆ 自分の健康に興味を持ち、検診や健康講座を積極的に活用しましょう
- ◆ 地域のスポーツ活動やイベントに参加してみましょう

#### 各種団体の皆さんの取組

- ◆ 多様な意見を大切にし、さまざまな人が参加できるイベントの企画に取り組みましょう

### 施策の方向 4 支援を必要とする人が安心して暮らせる環境づくり

#### 【現状と課題】

家族形態や雇用・就業構造が変化する中、経済的困窮、就労活動や進学の困難、病気、家庭の課題などにより、生活上の困難を抱える人が増えています。特に女性は、固定的な役割分担の意識や慣行から、女性であるが故に困難が複雑に絡み合い、多様化・複合化して、さまざまな生活の場面でより多くの困難に直面する傾向にあります。

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、この法律に基づき、困難な問題を抱える女性などへの包括的かつ継続的な支援体制の推進や関係機関同士の連携や民間団

体との協働、相談支援員の資質向上など、当事者に寄り添った更なる取組が求められています。

また、高齢者や障がい者、外国人などが、ハンディキャップやコミュニケーションの問題等を理由として、社会からの孤立や、より複合的な困難を抱えることが少なくありません。

男女共同参画社会づくりは、性別に限らず、年齢、家族形態、国籍、性的指向・性自認の違いや障がいの有無等にかかわらず、誰もが活躍できる環境づくりもあります。

これらのことと踏まえ、男女共同参画の視点から、多様かつ複合的な困難を抱える人々に対して、困難な状況が固定化したり連鎖したりしないよう、個々の状況やニーズに応じた包括的で細かな支援を行うことで、誰もが安全に安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

## 1) 困難な問題を抱える人への支援

生活困窮者やひとり親家庭等、さまざまな困難を抱える人の不安の解消や自立に向け、相談体制の充実を図るとともに、各自の状況や意向に応じて、各種支援制度の活用を含めた包括的な自立支援を行います。

施策	内容	担当課
(1) 困難な問題を抱える女性などの相談体制の充実と相談窓口の周知の徹底	適切な対応に向けた相談体制の充実を図ります。また、市の窓口のほか、国や県等が設置している相談窓口について、広報紙やホームページへの掲載、関係各課窓口へのチラシの設置等を通して周知の徹底を図ります。	地域づくり課 福祉課 医療保険課 子育て支援課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育総務課 学校教育課 教育環境課
(2) 困難な問題を抱える人への支援体制の強化	県や府内各課、民間団体などと連携し、必要な支援を行えるよう、体制の強化を進めます。	地域づくり課 市民課 福祉課 医療保険課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育環境課
(3) 困難な問題を抱える人への包括的な自立支援	複合的な課題を抱える支援対象者のそれぞれの状況や希望に応じ、包括的な支援を行い、その自立を促進します。	地域づくり課 福祉課 医療保険課 子育て支援課 子育て相談課 新里市民生活課 黒保根市民生活課 教育総務課 学校教育課 教育環境課

## 2) 高齢者が安心して暮らすための環境整備

高齢者が元気に安心して暮らせるよう、各種相談体制やケアマネジメントの充実を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で必要な介護サービスを継続的・一体的に受けることができる環境づくりを進めます。

施策	内容	担当課
(1) 高齢者相談・各種ケアマネジメントの充実	地域包括支援センターにおいて、各種相談や介護予防教室、家族に対する在宅介護指導等、高齢者や家族のニーズに合わせた支援を実施します。	健康長寿課
(2) 安定的な介護サービスの普及促進	介護保険制度の理解と普及促進のための周知を行うとともに、安定的な運営を維持し、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制を目指します。	健康長寿課

### 3) 障がい者等が安心して暮らすための環境整備

障がいを持つ人たちが、心身ともに健やかに自立した生活を営み、さまざまな活動に参画していけるよう、各種支援体制の充実を図ります。

施策	内容	担当課
(1) 障がい者の相談・意思疎通支援	必要な支援や情報が円滑に得られるよう、専門員による相談支援を行います。また、必要に応じて、手話通訳者や要約筆記者を設置・派遣します。	福祉課
(2) 障がい者への福祉サービスの充実	障がい福祉サービス等の適正な支援を行うとともに、各種装具・用具等の交付や、障がいの軽減や機能回復のための医療支援を行います。	福祉課

### 4) 外国人住民が安心して暮らすための環境整備

在住外国人が必要な情報を円滑に入手し、快適かつ安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や相談支援のほか、日本語学習について支援します。

施策	内容	担当課
(1) 在住外国人への情報提供や相談体制の充実	多言語で生活情報等を広く提供するとともに、相談支援を実施します。	地域づくり課
(2) 在住外国人への日本語学習支援	日常会話を中心とした日本語教室の実施や、学校における日本語指導支援等を実施します。	地域づくり課 学校教育課

#### 市民の皆さんの取組

- ◆ 生活における不安や困りごとについて、一人で抱え込まず、相談窓口や支援制度を活用しましょう
- ◆ 地域のボランティア活動や交流会等に積極的に参加し、誰もが暮らしやすい地域づくりに取り組みましょう
- ◆ 外国人住民が地域に溶け込めるよう、日常的なコミュニケーションを心がけましょう

### 【基本目標Ⅲ】成果目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	担当課
1 DVをふるったこと(加害体験)がある人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	17.9%	着実に減少し、 0を目指す	地域づくり課
2 DVを受けたこと(被害体験)がある人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	21.9%	着実に減少し、 10%以下を目指す	地域づくり課
3 DVを受けた際に誰にも相談しなかった人の割合 ※5 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	59.2%	30.0% 以下	地域づくり課
4 地域や自主防災組織において実施する、 防災に関する各種研修への女性参加率	0	30.0% 以上	防災・危機 管理課
5 特定健康診査の受診率 ※6	38.6% (令和5年度)	60.0% 以上	健康長寿課
6 堀マラソン大会参加者数	5,812人	8,000人 以上	スポーツ・文化 振興課
7 桐生市国際交流協会が実施する外国人 向けの日本語教室参加者数(年間のべ人数)	1,164人/年	1,500人/年 以上	地域づくり課

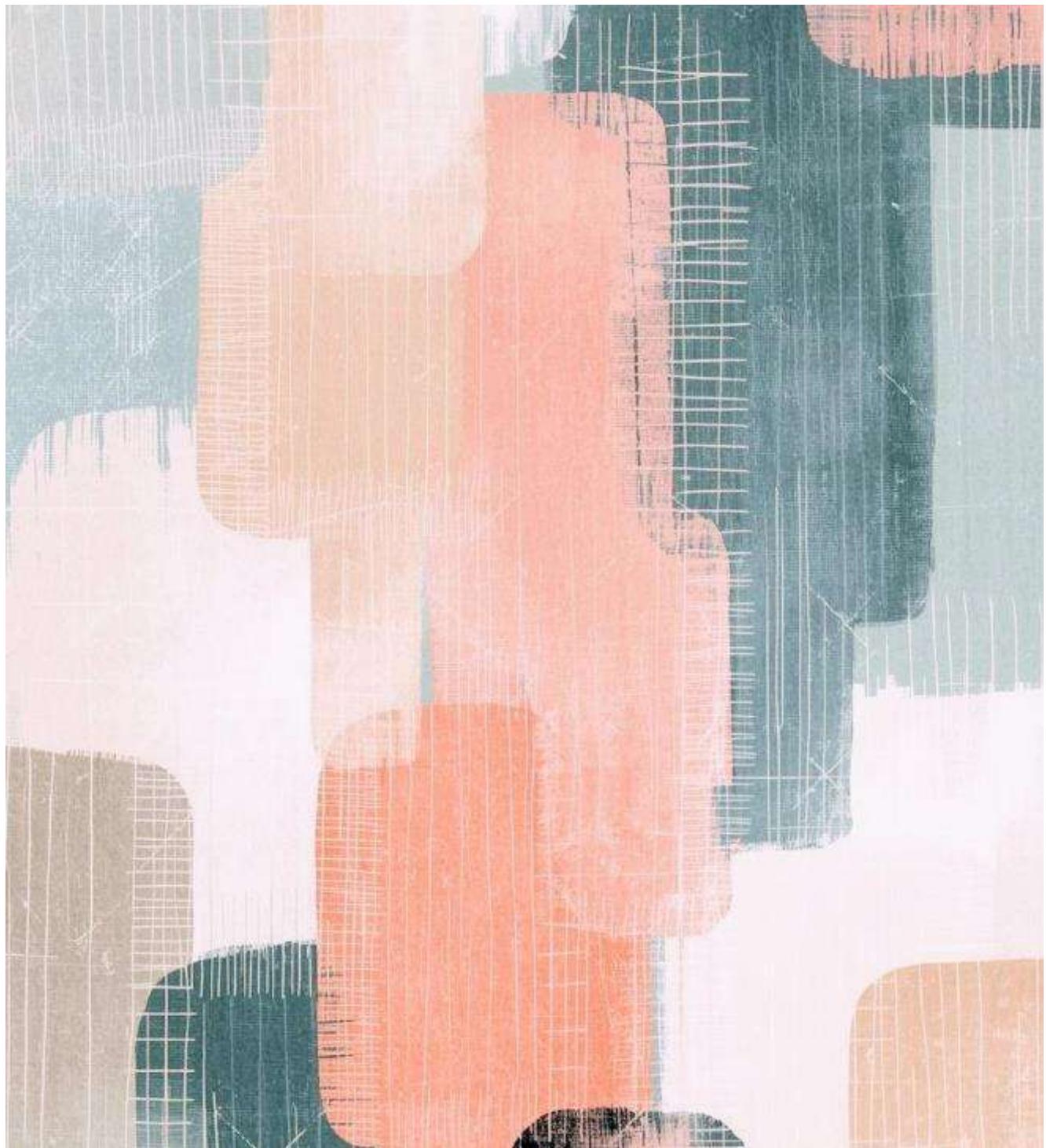
※5：現状値は令和6年度の市民意識調査で「DVを受けたこと(被害体験)がある」と回答した人(71人)のうち、「誰にも相談しなかった」と回答した人(42人)の割合

目標値は仮に令和12年度の「DVを受けたことがある」人が現状と同様に71人だった場合に「誰にも相談しなかった」人の割合として算出しています。ただし、計画実行にあたっては、「DVを受けたことがある」人を減らすとともに相談につなげ、「誰にも相談しなかった」人を減らすことで目標達成を目指します。

※6：生活習慣病の原因であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査(国保受診者)



## 第4章 計画の推進体制





## 1 桐生市男女共同参画推進協議会

各種団体からの推薦や公募等の委員から成る「桐生市男女共同参画推進協議会」を設置し、計画の進行状況や、男女共同参画推進に関する重要事項等について協議を行います。協議会からの意見等について積極的に検討を行い、よりよい施策の展開につなげていきます。

## 2 桐生市男女共同参画庁内推進会議

男女共同参画に関する施策について、総合的かつ計画的に推進を図るため、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」を設置します。推進会議を中心として、関係各課との連絡調整や情報の共有化を行うとともに、男女共同参画に関する職員の共通理解の促進及び庁内の男女共同参画の環境整備に努めます。

## 3 市民・事業所・各種団体との連携

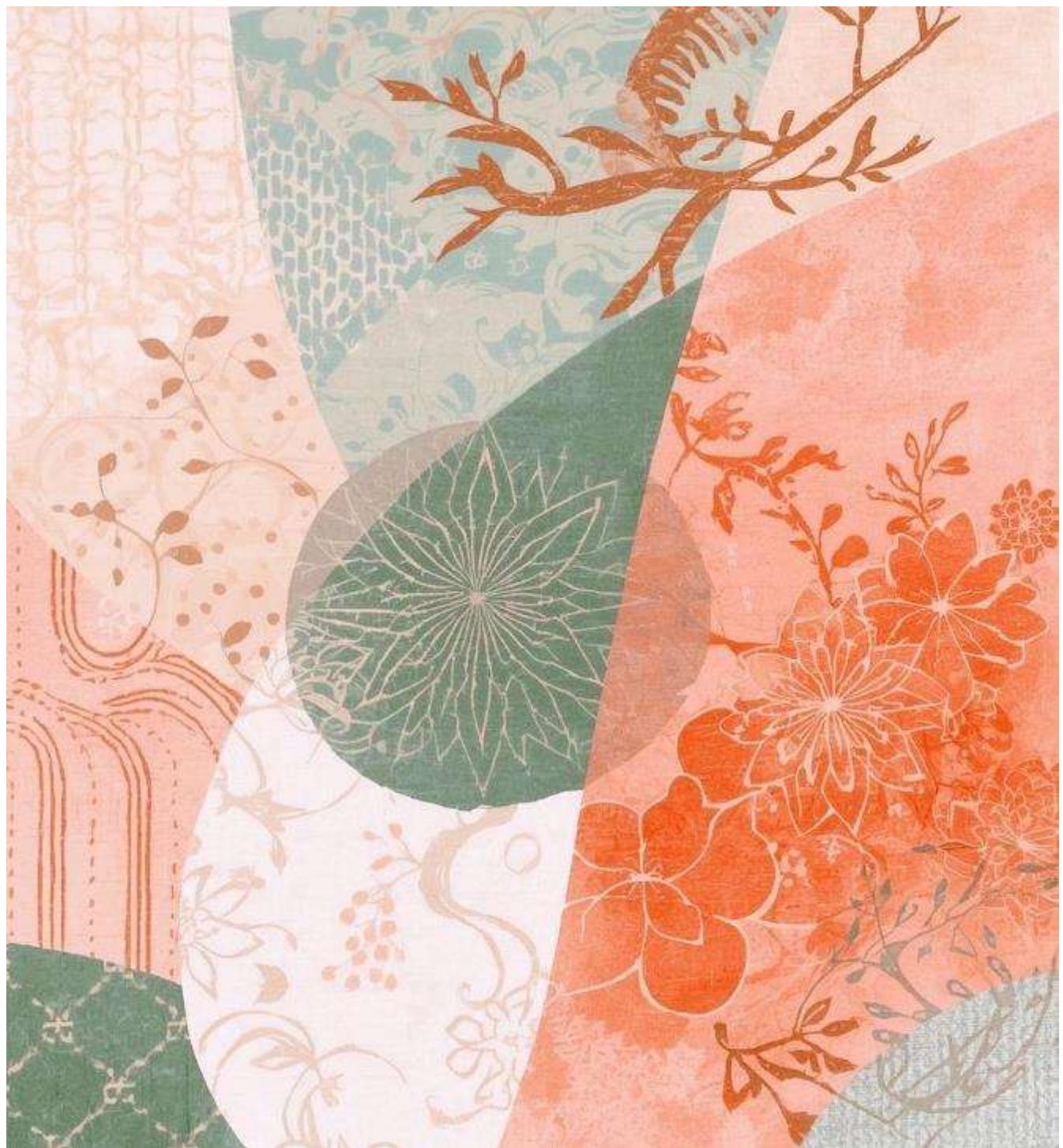
市民や事業所、各種団体等が、それぞれの立場で男女共同参画に対する理解を深め、あらゆる分野で主体的に行動していくよう、積極的に計画の周知を行うとともに、官民協働による各施策の推進に努めます。

## 4 計画の進行管理

各事業の実施状況については、毎年度評価を実施し、桐生市男女共同参画推進協議会において報告を行います。協議会からの意見等については、各課へフィードバックを行い、事業の進め方や目標等について見直しのうえ、PDCA サイクルを回しながら、計画の着実な進行を図ります。また、毎年度の実施状況については、ホームページ等で公表します。



## 參考資料





## 1 桐生市男女共同参画市民意識調査結果（抜粋）

桐生市における男女共同参画の現状と市民の意識を把握するため、令和6年(2024年)7月に、年齢区分ごとに男女各200人ずつ、合計1,200人を抽出し、市民意識調査を実施しました。

男性147人、女性172人、性別不明5人の計324人から回答があり、回収率は27.0%でした。

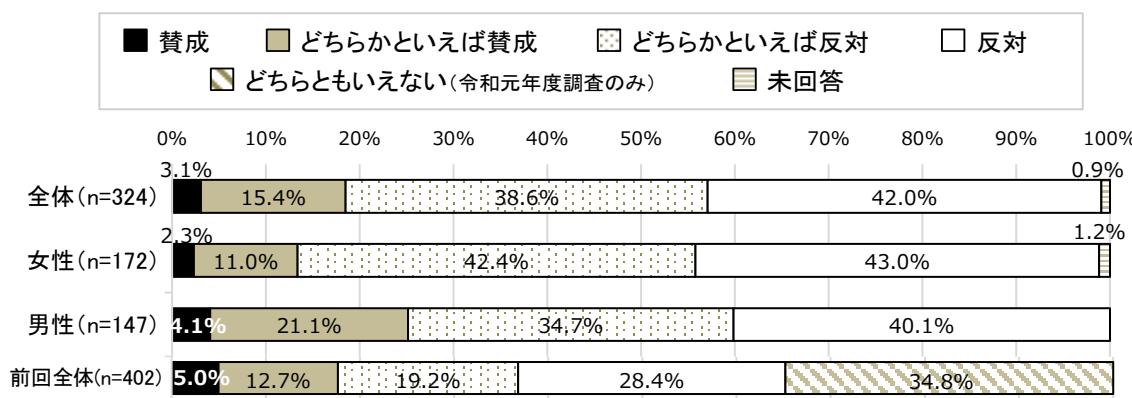
[注意] 百分率(%)は小数点以下第2位を四捨五入、小数点以下第1位までの表示としているため、合計が100%となる場合があります。また、複数回答の設問についても、各回答の合計が100%を超える場合があります。

### 1) 男女平等意識についての推進

#### 【「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する賛否】

全体では、『賛成』(『どちらかといえば賛成』を合わせ)と回答した人の割合は18.5%で、令和元年(2019年)度調査(以下「前回調査」)時より0.8ポイント上昇しました。また、『反対』(『どちらかといえば反対』を合わせ)と回答した人の割合は80.6%で前回調査より大幅に上昇しました。

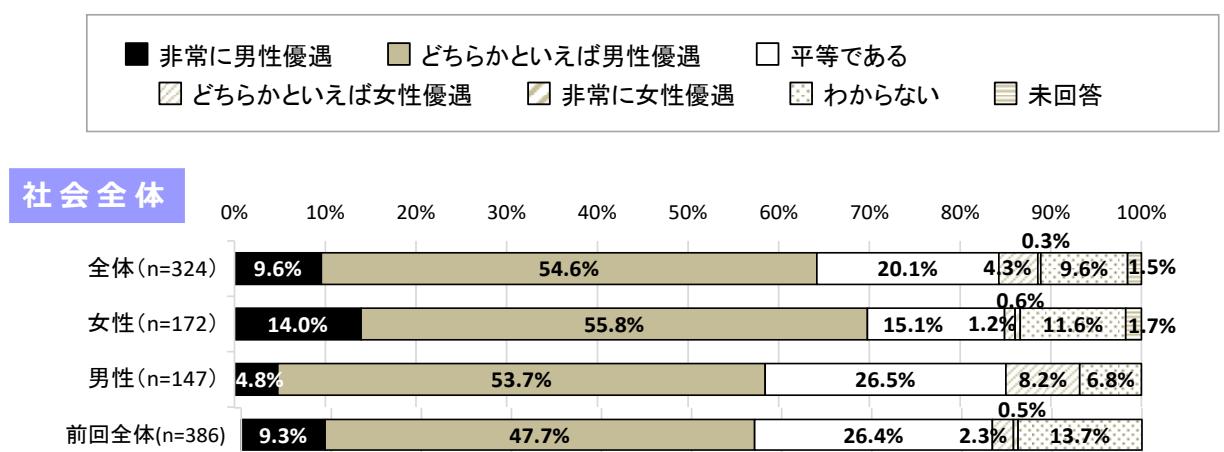
※ 前回調査では『どちらともいえない』と回答した人の割合が34.8%でしたが、今回調査では『どちらともいえない』の選択肢がなくなったため、多くが『反対』の回答に流れたと思われます。



#### 【各場面における男女の地位の平等感について】

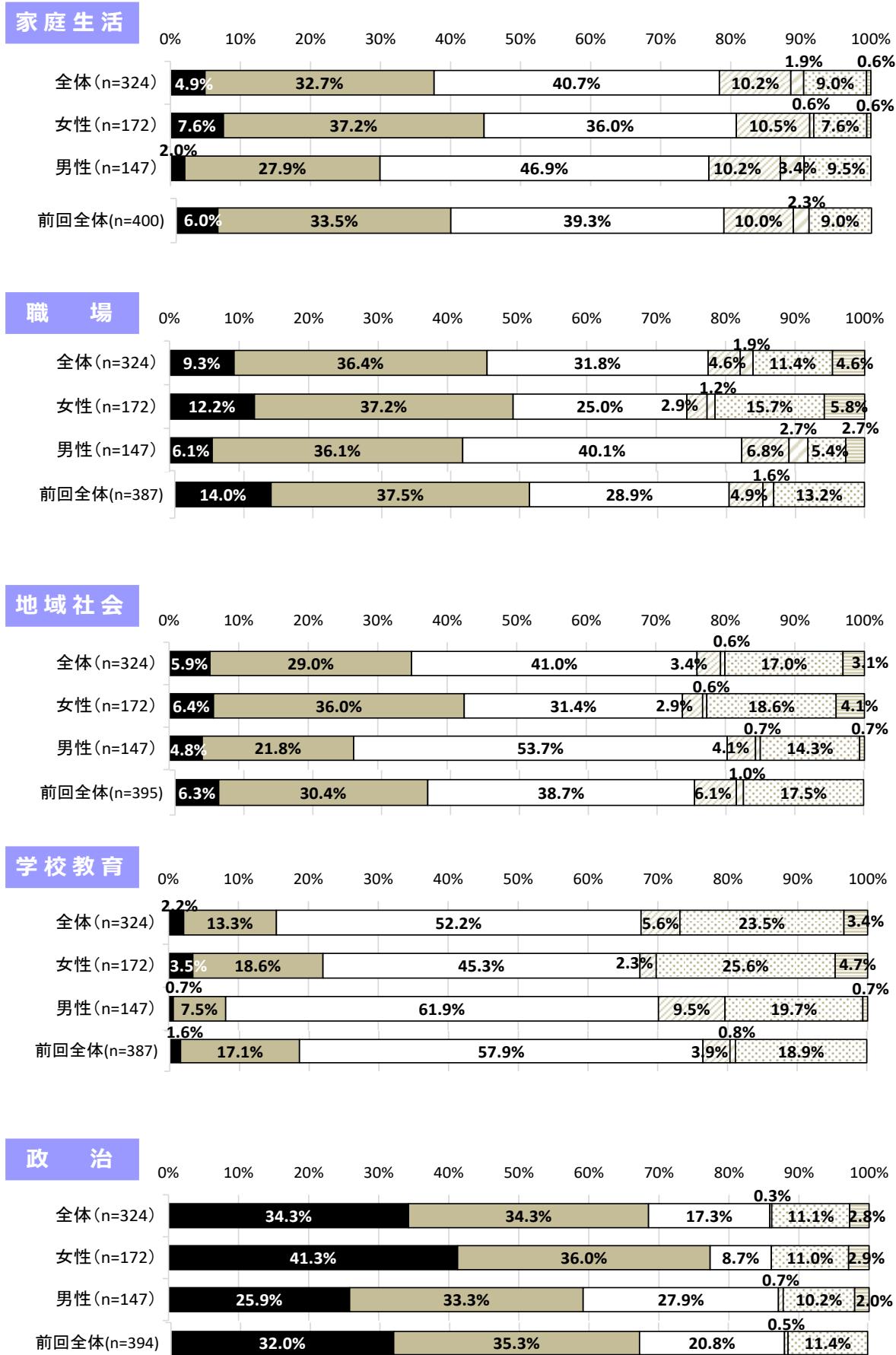
各場面における男女平等意識について、「学校教育の場」「地域活動の場」については『平等である』と回答した人の割合が最も高く、その他の場面においてはすべて『男性優遇』(『非常に』と『どちらかといえば』の計)と回答した人の割合が最も高くなりました。

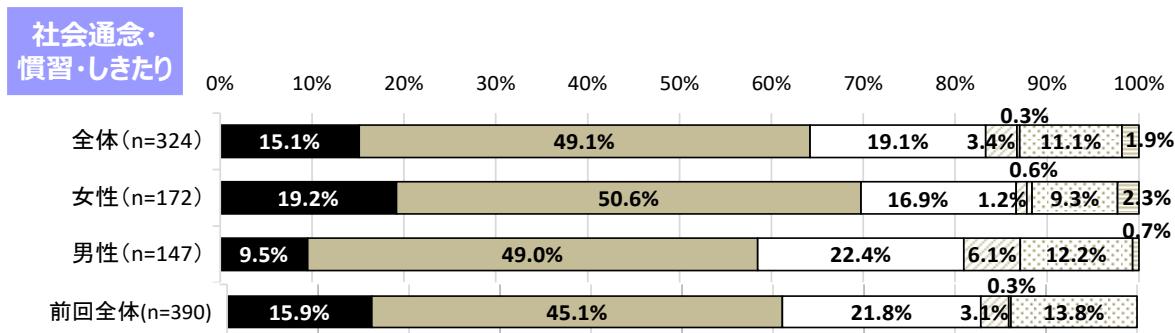
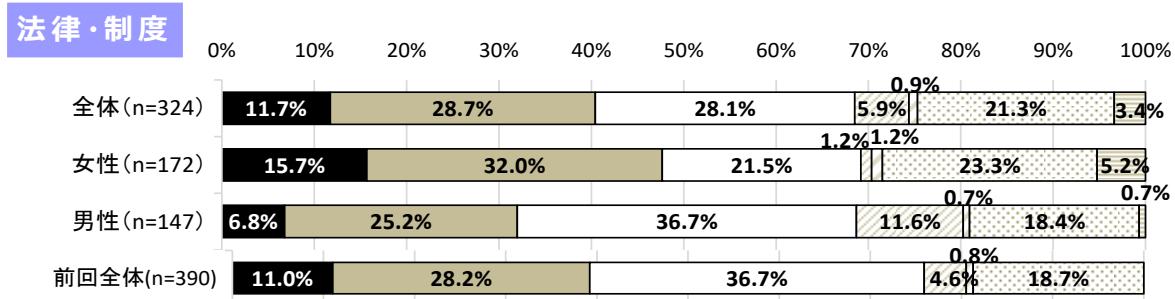
特に、「社会全体」、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」で『男性優遇』を感じる人の割合が高くなりました。



参考資料

1 桐生市男女共同参画市民意識調査結果（抜粋）





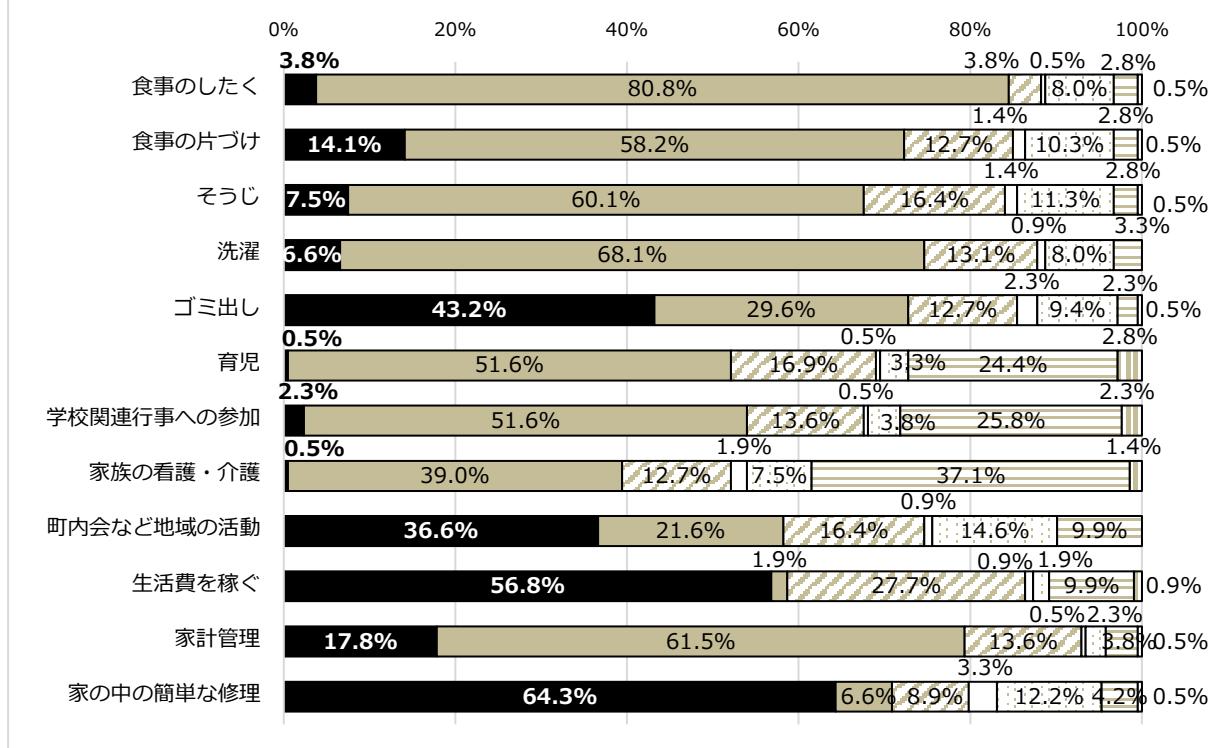
## 2) 家庭生活について

【家庭における役割分担】 ※現在結婚し、夫婦が同居している人のみ回答（事実婚含む）

「食事のしたく」については8割以上、「そうじ」、「洗たく」、「家計管理」については6割以上の方が『主に妻』と回答しました。

一方で「生活費を稼ぐ」、「家の中の簡単な修理」については約6割の人が『主に夫』と回答しました。

■主に夫 ■主に妻 □夫婦同じ位 □その他の人 □やれる方がやる □該当なし □未回答

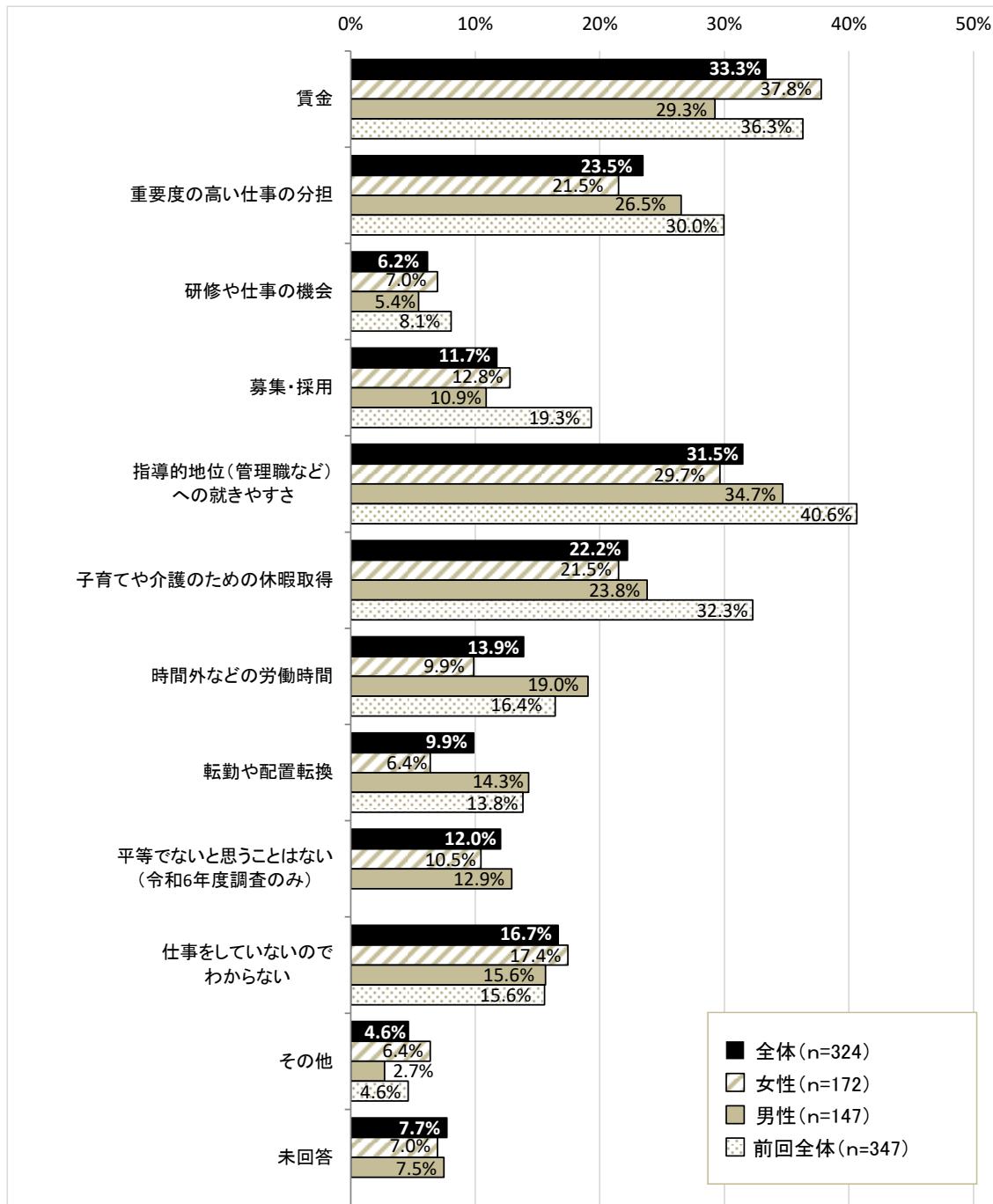


### 3) 仕事・職場について

#### 【職場で男女平等ではないと思うこと】（複数回答）

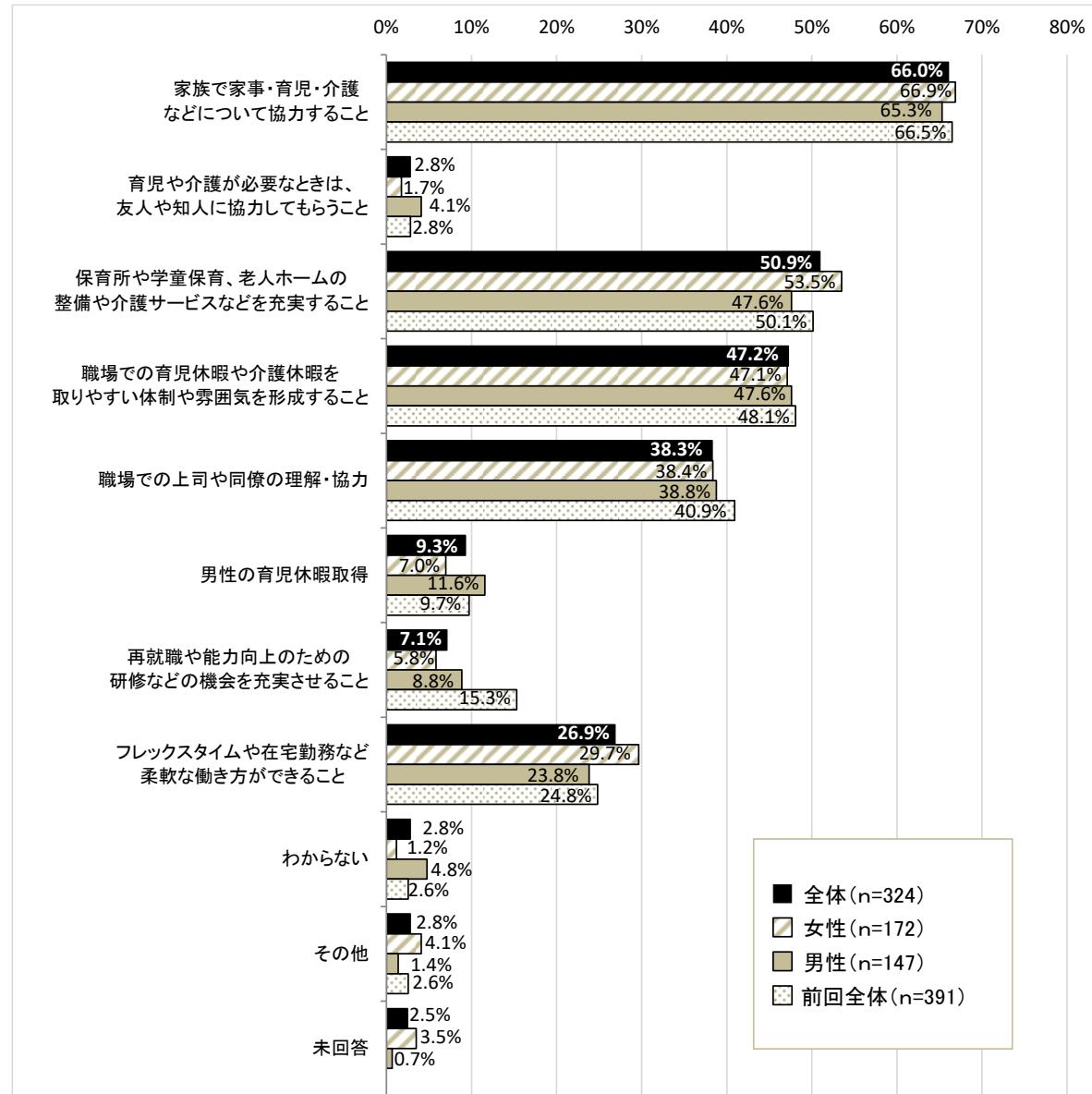
全体では、『賃金』(33.3%) と回答した人の割合が最も高く、次いで『指導的地位（管理職など）への就きやすさ』(31.5%) が高い結果となりました。

『賃金』や『時間外などの労働時間』、『転勤や配置転換』については、男女間で回答した人の割合に差が見られました。



### 【女性の結婚・出産後の就業継続や再就職のために必要なこと】（複数回答）

全体、男女別ともに『家族で家事・育児・介護などについて協力すること』と回答した人の割合が66.0%で最も高い結果となりました。



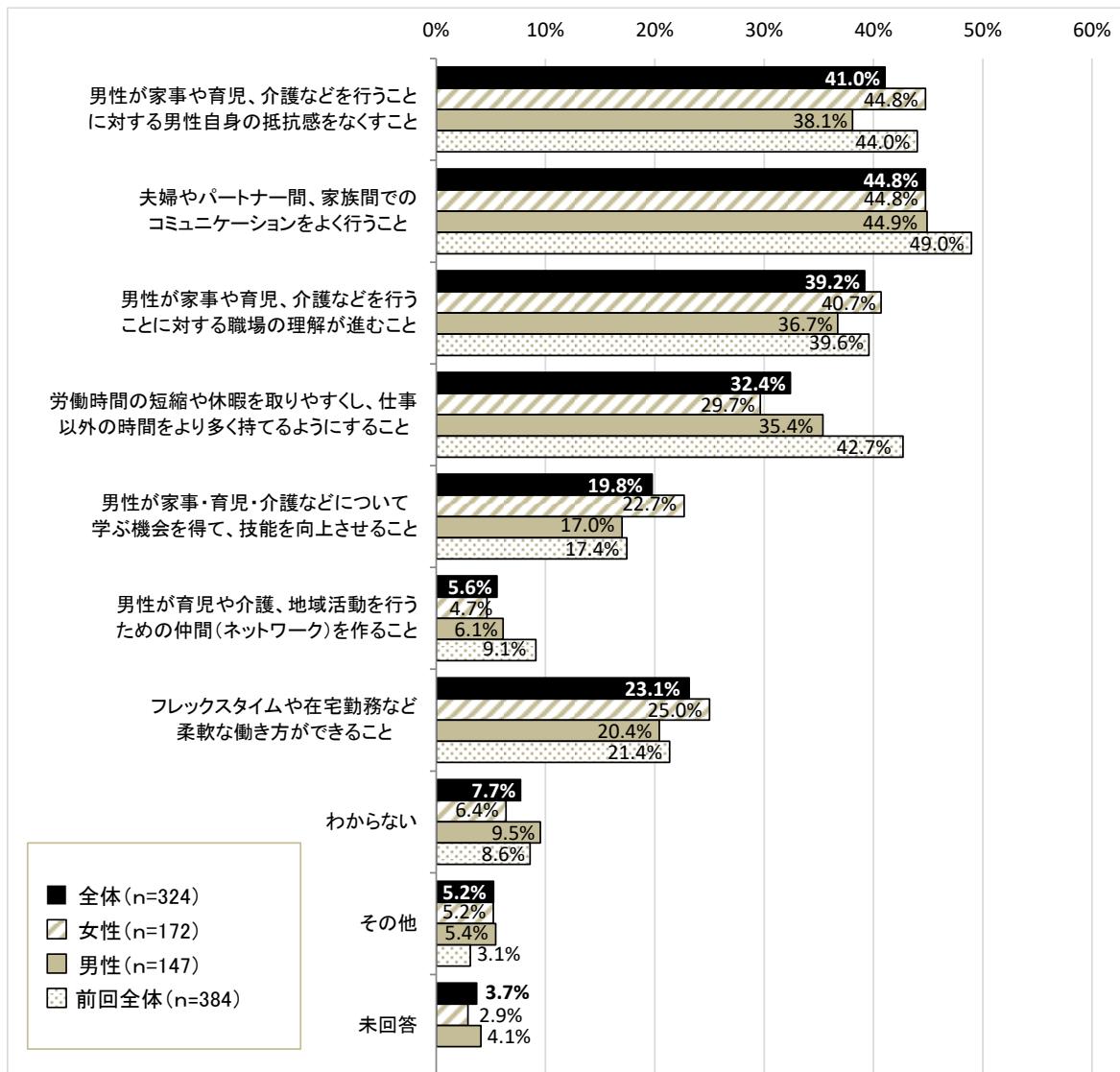
#### 【その他の具体的な内容】

- ・男性も女性と同様に育児・介護に必要な休暇(育児休暇、介護休暇だけでなく、子の看護休暇や有給休暇)がとれるよう男性・女性両方の意識と男性の職場の上司・同僚の意識が変わること。
- ・夜間保育をまず作るべき
- ・乳児(2歳くらいまでの)の母親に対する個々のサポートが必要
- ・子育て中の従業員をサポートする側への配慮を忘れずにしてほしい
- ・会社の他の社員の負担が増えたり迷惑が掛からないような制度
- ・安定した人員配置
- ・職場での人員的補助

#### 4) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和について）

##### 【男性が家事・育児・介護等に参画するために必要なこと】（複数回答）

全体では、『夫婦やパートナー間、家族間でのコミュニケーションをよく行うこと』と回答した人の割合が 44.8% で最も高く、次いで『男性が家事や育児、介護などを行うことに対する男性自身の抵抗感をなくすこと』(41.0%)、『男性が家事や育児、介護などを行うことに対する職場の理解が進むこと』(39.2%) の順に高い結果となりました。



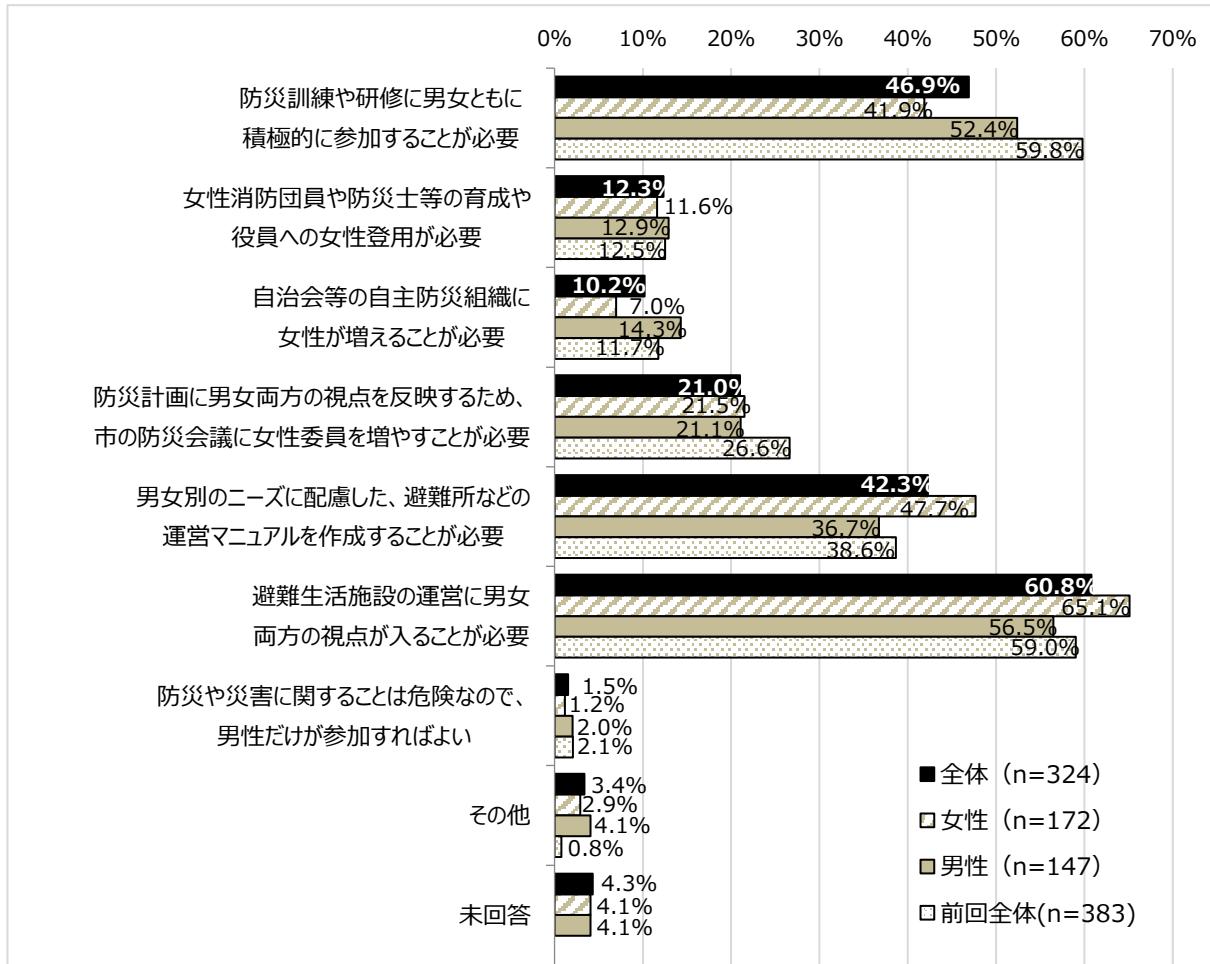
##### 【その他の具体的な内容】

- ・ 男性の意識改革（複数有り）
- ・ 家事・育児が楽しいことを知るべきだ。
- ・ 金銭的に余裕を持つて位の収入があること
- ・ 昇給
- ・ 県や市が、現状の問題に対する認識と将来への改善計画を周知する事
- ・ 相談窓口がない
- ・ 家庭の事は家庭で考えれば良いと思う
- ・ 女性も「私がやるのが当たり前」という認識や社会のプレッシャーを感じないようになったらよいと思う
- ・ こういう設問が出ないように男も女も関係なくできることをやる
- ・ 夫婦への教育
- ・ 男は家事や育児に参加せず、家族を養う給料を稼いでくるのが1番良い

## 5) 社会参画について

### 【地域の防災・災害対策についての考え方】（複数回答）

全体では、『避難生活施設の運営に男女両方の視点が入ることが必要』と回答した人の割合が 60.8%で最も高く、次いで『防災訓練や研修に男女ともに積極的に参加することが必要』(46.9%)と回答した人の割合が高い結果となりました。



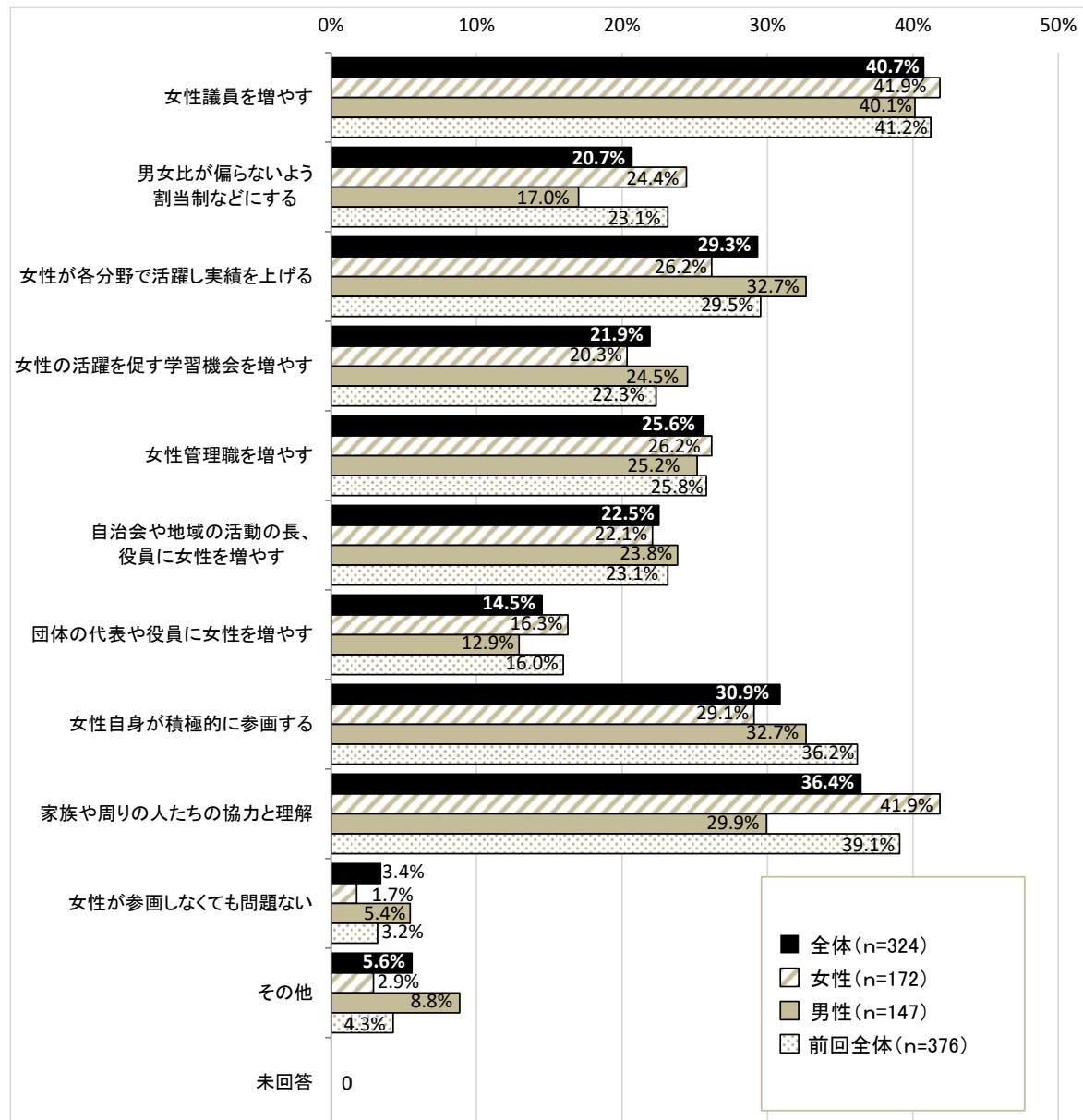
### 【その他の具体的な内容】

- ・男だけで考えた防災計画など、何の役にも立たない。実際の生活を知らないから
- ・年齢や仕事にもよるが女性のエキスパート、男性のエキスパートを各区につくる。
- ・近年多発している大被災地の困窮状態を反映した訓練を行うこと。例えば、プライバシーのない生活やトイレ不足の生活を実施する。
- ・男女ともに積極的に参加することにより、男性・女性という性別にこだわった視点ではなく、多画的な視点をもった考え方を尊重できる環境にすればよい。
- ・災害において、本当に大変な時、男も女も関係ない。考えるのは子供の事だけ
- ・男女と分ける必要なし
- ・男女で区別するより地域で活動を考えるべきかも(台湾が見本)
- ・人に迷惑かけないよう、自分の体を鍛えている

## 6) 女性の活躍推進について

### 【政策・意思決定の場への女性の参画促進のために必要なこと】（複数回答）

全体では、『女性議員を増やす』と回答した人の割合が 40.7%で最も高く、次いで『家族や周りの人たちの協力と理解』(36.4%)、『女性自身が積極的に参画する』(30.9%)の順で高い結果となりました。



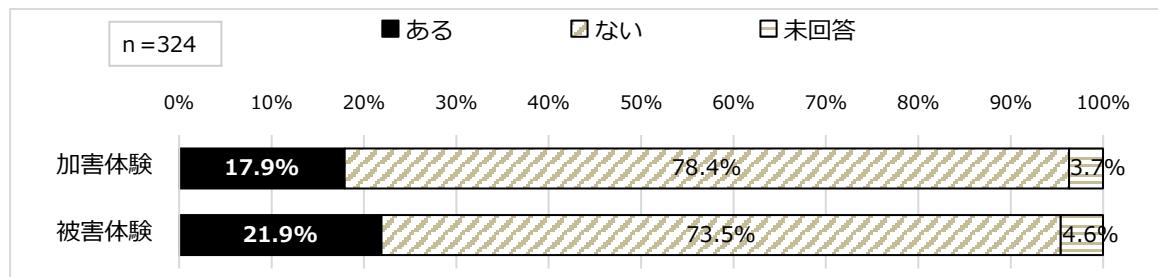
#### 【その他の具体的な内容】

- 既存の充て職役員を減らす
- ある程度経験をつんだ（既婚、独身、高学歴、低学歴、障害者等）人に声をかけてみる!!
- 女性の参画の点について各種委員会の長が理解する。理解できない場合は辞めてもらう。
- 性別を理由に評価されたりされなかつたりすることがなくなること。
- 女性に不公平なハードル全てを撤廃し、女性に奮起を促すこと
- 男性の管理職を減らす
- 男女として見ている時点でどうかと思う 男性、女性にこだわることはない
- 割合をあえて設定する必要ない。良い人材なら勝手に 30%になってるし、なってないなら何か問題があるだけ
- 有能な女性がいなければ増やす必要はない

## 7) 人権について

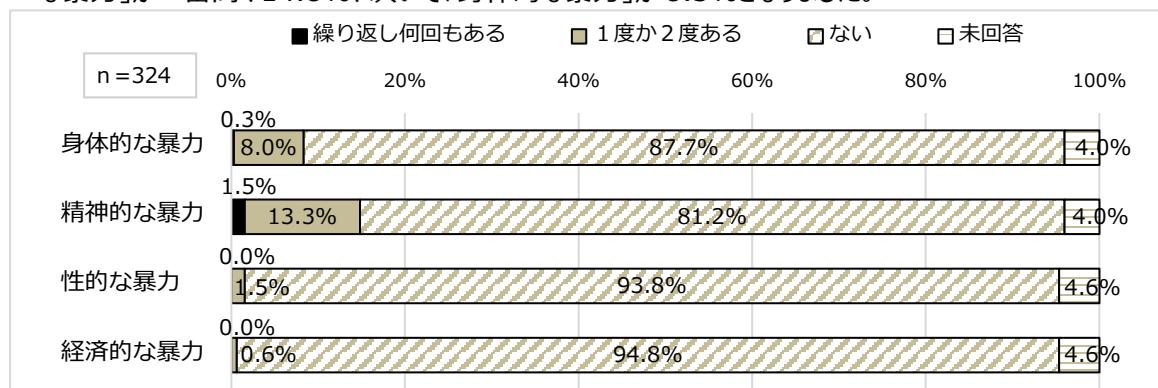
### 【配偶者間等の男女間の暴力(DV)の経験】（複数回答）

これまでに、夫や妻、パートナーなどの親しい関係の相手に、「身体的な暴力」、「精神的な暴力」、「性的な暴力」、「経済的な暴力」を1度でもふるったこと(加害経験)がある、または受けたこと(被害経験)があるかを集計したところ、加害経験があると回答した人の割合は17.9%、被害経験があると回答した人の割合は21.9%となりました。



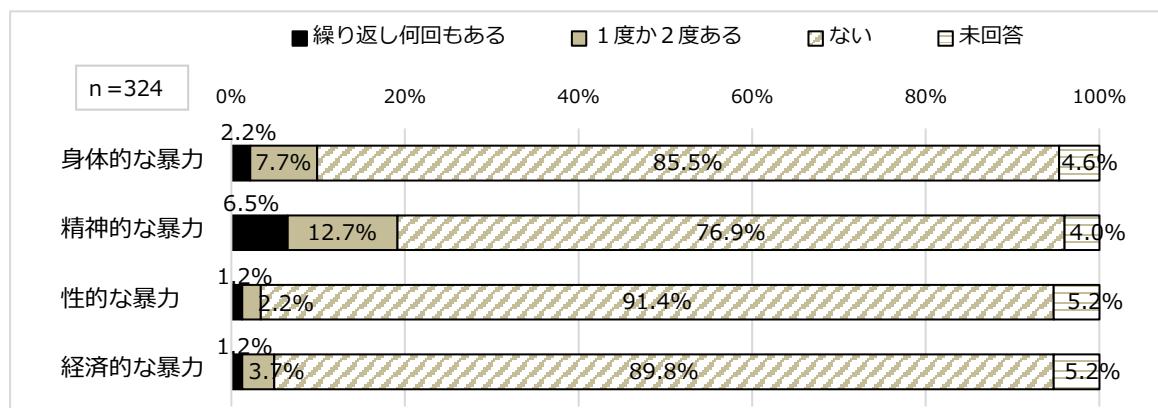
### ●暴力の種類ごとの加害経験

暴力をふるったことが『ある』（『繰り返し何回も』と『1度か2度』の計）と回答した人の割合は、「精神的な暴力」が一番高く14.8%、次いで「身体的な暴力」が8.3%となりました。



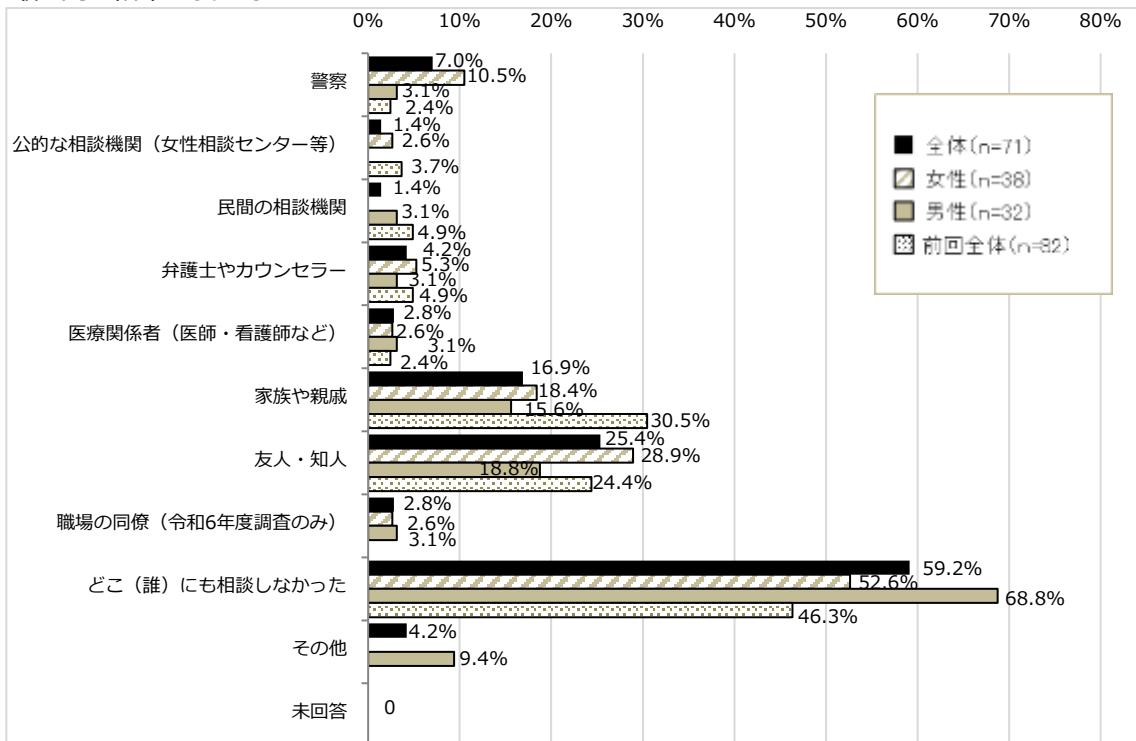
### ●暴力の種類ごとの被害体験

暴力を受けたことが『ある』（『繰り返し何回も』と『1度か2度』の計）と回答した人の割合は、「精神的な暴力」が一番高く19.2%、次いで「身体的な暴力」が9.9%となりました。



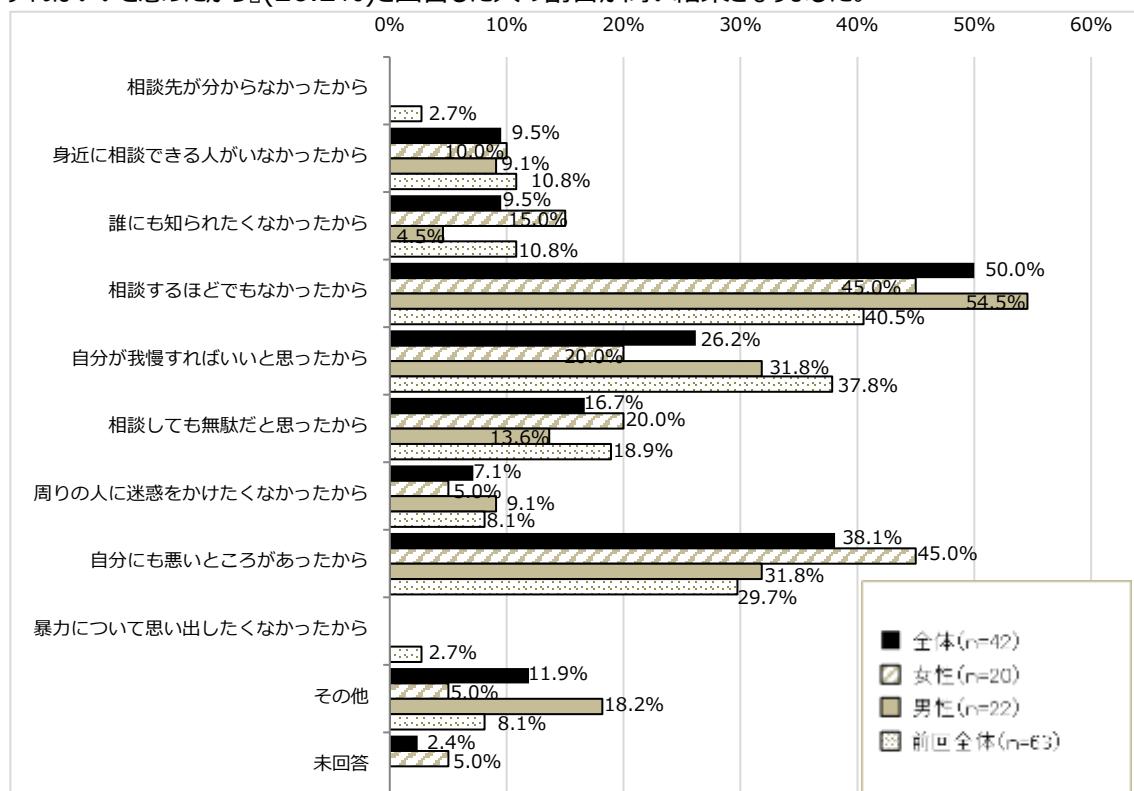
## 【配偶者間等の男女間の暴力（DV）の相談状況】（複数回答）

DVを受けた人がどこに相談したかをたずねたところ、『どこにも相談しなかった』と回答した人の割合が 59.2% と最も高い結果となりました。



## 【暴力を受けた際、どこにも相談しなかった理由】（複数回答）

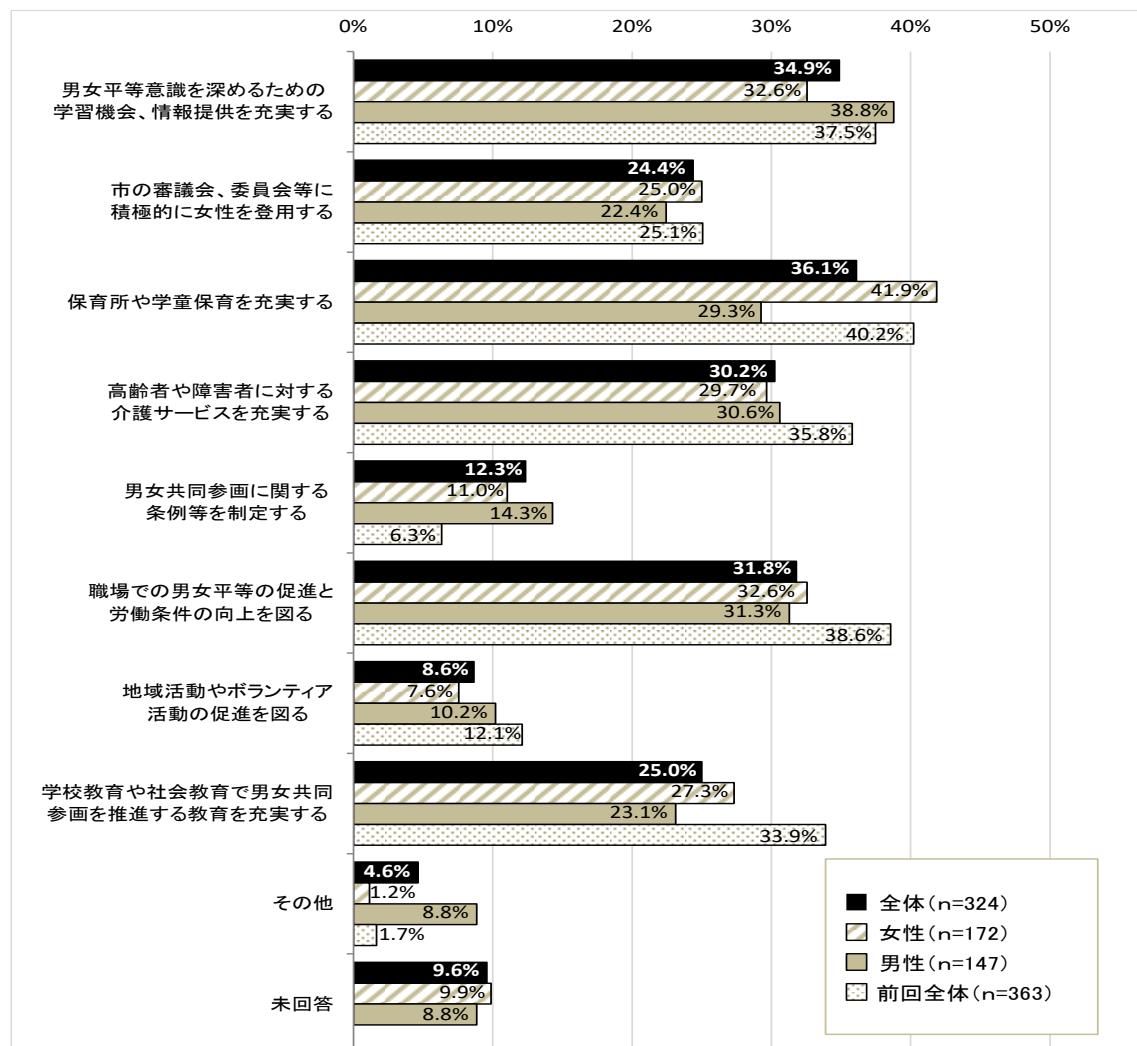
全体では、『相談するほどでもなかったから』と回答した人の割合が 50.0% で最も高く、次いで『自分が我慢すればいいと思ったから』(26.2%)と回答した人の割合が高い結果となりました。



## 8) 男女共同参画施策について

### 【男女共同参画社会実現のために市が注力すべき取り組み】（複数回答）

全体では、『保育所や学童保育を充実する』と回答した人の割合が 36.1%で最も高く、次いで『男女平等意識を深めるための学習機会、情報提供を充実する』(34.9%)、『職場での男女平等の促進と労働条件の向上を図る』(31.8%)の順に高い結果となりました。



#### 【その他の具体的な内容】

- ・各所リーダーの意識改革
- ・一人で生活していくようになる研修
- ・桐生市議会議員を全員、女性にする
- ・根本原因を見つける。学校教育と大人に向けた教育が必要
- ・これまでの慣習を壊すべき。他の性別の方がやっていることをやってみるといいと思う。例えば、職場のお茶汲みなどは男性がやる。力仕事も出来る範囲で女性がやってみる。
- ・桐生市はその前に高齢化について考えた方が良い。性差別等に敏感な世代は桐生市から流出している。
- ・男女云々の前に桐生に仕事がないから、みんな桐生から出て行ってしまう。やりたい仕事が選べない限り、誰もが自らの意思であらゆる分野で活躍していきいきと暮らすことなんてできない。どんどん様々な業種の企業を誘致して桐生市内の求人を増やし、労働人口を増やしていくところからやらなければ男女共同参画社会の実現なんて無理。
- ・「男女平等」と「いきいき暮らす」をごっちゃにしているようで問題だ。プロセスとゴールを整理した全体像が見えてない。
- ・いきいき暮らすコトに男女は関係ない。本人自身の問題かと思います。
- ・男女ということ自体がナンセンス 意味をなさない
- ・国でやらないとダメだと思います

## 2 男女共同参画に関する年表

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
昭和 50 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年(目標:平等、発展、平和)</li> <li>・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題企画推進本部設置</li> <li>・「国際婦人年」日本会議</li> </ul>		
昭和 51 (1976)	・「国連婦人の 10 年」開始(～昭和 60 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法改正(離婚復氏制度)、戸籍法公布、施行</li> </ul>		
昭和 52 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」策定</li> <li>・国立婦人教育会館設置</li> </ul>		
昭和 54 (1979)	国連婦人の 10 年の国連総会「女子差別撤廃条約」採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画前期重点目標」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活部婦人児童課に婦人対策係を設置</li> <li>・群馬県婦人問題懇談会の設置</li> </ul>	
昭和 55 (1980)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	・「女子差別撤廃条約」署名	・「新ぐんま婦人計画」策定	
昭和 56 (1981)	・ I L O 156 号条約(家族的責任条約)採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和 58 (1983)			・「婦人問題意識調査」実施	
昭和 59 (1984)		・国籍法、戸籍法改正(父母両系主義)(昭和 60 年施行)		
昭和 60 (1985)	・「国連婦人の 10 年」世界会議開催(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金法改正(専業主婦の基礎年金保証)(昭和 61 年施行)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」公布(昭和 61 年施行)</li> <li>・「女子差別撤廃条約」批准(昭和 61 年発効)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の 10 年最終年記念群馬県大会</li> </ul>	
昭和 61 (1986)		・「婦人問題企画推進有識者会議」設置		
昭和 62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定</li> <li>・所得税法改正(配偶者特別控除制度新設)、施行</li> </ul>		
平成 2 (1990)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
平成 3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法公布(平成 4 年施行)</li> <li>・「新国内行動計画」(第 1 次改定)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新ぐんま 2010」の中に女性対策を主要な柱として位置付け策定</li> <li>・「女性に関する意識調査」実施</li> </ul>	・桐生市第 3 次総合計画中に「女性の社会参加」の積極支援について明記
平成 4 (1992)		・第 2 回アジア女性会議開催		
平成 5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連世界人権会議(ウィーン)ウーン宣言採択</li> <li>・国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」以下、パートタイム労働法)の公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新ぐんま女性プラン」の策定</li> <li>・「群馬県女性行政推進連絡会議」の設置</li> </ul>	
平成 6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際人口開発会議(カイロ)行動計画採択</li> <li>・アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画室、男女共同参画審議会(政令)、男女共同参画推進本部設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活課に女性政策室設置</li> <li>・「群馬県女性人材データバンク」の構築</li> </ul>	
平成 7 (1995)	・第 4 回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法改正(介護休業制度)公布(平成 10 年施行)</li> <li>・ I L O 156 号条約(家族的責任条約)批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新ぐんま女性プラン委員会提言</li> </ul>	・桐生市教育委員会社会教育委員会建議「男女共同参画社会づくりについて」

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成 8 (1996)		・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「男女共同参画社会をきづくための意識調査」実施	・教育委員会指導部社会教育課女性プラン係設置
平成 9 (1997)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」等の改正 ・介護保険法公布(平成 12 年施行)		・「桐生女性プラン懇談会」「桐生市女性行政連絡協議会」「女性プラン策定ワーキング委員会」設置 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施
平成 10 (1998)				・企画部企画財政課に女性プラン係移管
平成 11 (1999)	・ESCAP ハイレベル政府間会議(バンコク)	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・'99 新潟・福島・群馬 3 県女性サミット群馬県で開催 ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施	・「桐生市男女共同参画審議会」設置
平成 12 (2000)	・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) ・ミレニアム開発目標 (MDGs) 設定 ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・ストーカー行為等の規制に関する法律(ストーカー規制法)公布・施行	・新ぐんま女性プラン委員会提言 ・中華婦女連との交流 20 周年記念事業実施	・「桐生ジェンダー・フリープラン 21」策定 ・市民部市民活動支援課男女共同参画推進係に移管改称 ・「桐生市男女共同参画協議会」、「桐生市男女共同参画庁内推進会議」設置 ・「桐生女性人材リスト」の構築
平成 13 (2001)		・男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)施行 ・第 1 回男女共同参画週間 ・「育児・介護休業法」改正	・「ぐんま男女共同参画プラン」策定 ・群馬県男女共同参画推進協議会の設置 ・女性に対する暴力実態調査実施	・「男女平等表現ガイドライン」策定
平成 14 (2002)			・人権男女共同参画課設置	・桐生市男女共同参画情報紙第 1 号発行
平成 15 (2003)		・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	・群馬県女性会館内に「女性相談支援室」設置	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
平成 16 (2004)		・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「育児・介護休業法」改正(育児・介護取得の期間雇用者への拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設)(平成 17 年施行)	・「群馬県男女共同参画推進条例」制定 ・群馬県男女共同参画推進委員会設置 ・女性相談センターを女性会館内に設置(女性相談支援室と女性相談所の統合)	
平成 17 (2005)	・国連「北京 +10」世界閣僚級会合(第 49 回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」(第 2 次)閣議決定	・中華婦女連との交流 25 周年	・「桐生市男女共同参画推進審議会」設置
平成 18 (2006)		・「男女雇用機会均等法」改正(間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止)(平成 19 年施行)	・「群馬県男女共同参画基本計画」(第 2 次)策定 ・「ぐんま DV 対策基本計画」策定	・「桐生市男女共同参画計画」策定

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成 19 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成 20 年施行)</li> <li>・パートタイム労働法改正</li> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>		・「市内企業の実態調査」実施
平成 20 (2008)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま DV 対策基本計画(改定版)」策定</li> <li>・群馬女性会館閉館</li> </ul>	
平成 21 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正(平成 22 年施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま男女共同参画センター」設置</li> <li>・女性相談センター移転(ぐんま男女共同参画センター内)</li> <li>・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> <li>・「桐生市男女共同参画推進審議会」を「桐生市男女共同参画推進協議会」に改称</li> </ul>
平成 22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京 + 15」記念会合(第 54 回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)</li> <li>・国連グローバル・コンパクト(UNGC)と UN IFEM(現 UN Women)が女性のエンパワーメント原則(WEPs)を共同で作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		
平成 23 (2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)発足		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「群馬県男女共同参画(第 3 次)」策定</li> <li>・男女間の暴力に関する調査実施</li> </ul>	・「桐生市男女共同参画計画(平成 23 年度～平成 27 年度版)」策定
平成 24 (2012)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連 3 法の公布</li> <li>・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談センター移転</li> <li>・とらいあんぐるん相談室(男女共同参画センター)相談開始</li> </ul>	
平成 25 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成 26 年施行)</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正</li> </ul>		
平成 26 (2014)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートタイム労働法改正</li> <li>・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo 2014)」開催(以降 毎年開催)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま DV 対策推進計画(第 3 次)」策定</li> <li>・男女共同参画社会に関する県民意識調査実施</li> </ul>	
平成 27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京 + 20」記念会合(第 59 回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)</li> <li>・第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択</li> <li>・UN Women 日本事務所開設</li> <li>・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降毎年策定)</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(平成 28 年全面施行)</li> <li>・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ぐんま女性活躍大応援団」設置</li> <li>・「群馬県男女共同参画社会づくり功労者/ぐんま輝く女性表彰」制度設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	桐生市の動き
平成 28 (2016)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正</li> <li>・G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意</li> </ul>	・「群馬県男女共同参画(第4次)」策定	・「桐生市男女共同参画計画(平成 28 年度～平成 32 年度版)」策定
平成 29 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)</li> </ul>		
平成 30 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行</li> </ul>		
平成 31 /令和元 (2019)	・G20 大阪首脳宣言	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法改正</li> </ul>	・「ぐんま DV 対策推進計画(第4次)」策定	
令和 2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))</li> <li>・WHOによる新型コロナウイルス感染症のパンデミック(世界的な大流行)宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成</li> <li>・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>		・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和 3 (2021)	・UN Women の戦略計画 2022-2025 策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> <li>・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正、施行</li> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正、施行</li> </ul>	・「群馬県男女共同参画(第5次)」策定	・「桐生市男女共同参画計画(令和3年度～令和7年度版)」策定
令和 4 (2022)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布(令和6年施行)</li> </ul>		
令和 5 (2023)	・G7 ジェンダー平等大臣共同声明(日光声明)採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV 防止法」改正(令和6年施行)</li> <li>・「LGBT 理解増進法」公布、施行</li> </ul>		
令和 6 (2024)	・ESCAP 北京+30 に関するアジア太平洋閣僚級会合(バンコク)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児・介護休業法」改正(令和7年施行)</li> </ul>	・「ぐんま DV 対策推進計画および困難な問題を抱える女性への支援計画(第5次)」策定	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和 7 (2025)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+30」世界レビュー(第69回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク))</li> <li>・「第4回世界女性会議(北京会議)30周年記念ハイレベル会合」(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第104代内閣総理大臣に日本史上初の女性首相として高市早苗氏が就任</li> </ul>		

### 3 用語解説

行	用語	解説
あ行	アンコンシャス・バイアス	無意識の思い込み、無意識の偏見ともいい、自分自身が気づいていないものの見方や捉え方の歪みや偏りのことです。誰もが何らかのアンコンシャス・バイアスを持っており、それ自体は悪いことではありませんが、問題は、他人に対して無意識のうちに決めつけや押し付けを行い、相手に負の影響を与えることがあります。自身の中のバイアスを意識し行動することが重要とされています。
	育児・介護休業法	正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇に関する制度を設けるとともに、育児や家族の介護を行いやすくするため、所定労働時間等に関する事業主が行うべき措置等を定めています。育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としているものです。
	ウェルビーイング (well-being)	身体的、精神的、社会的に良好な状態を指し、幸福や生活の質を包括的に捉える幅広い概念です。健康だけでなく、人間関係や経済的安定、目的意識など多面的な要素を含みます。WHOの「健康とは病気がないだけでなく、全体的に良好な状態である」という定義に基づき、近年ではウェルビーイングの向上が持続可能な社会の実現に欠かせない重要な要素として注目されています。
	LGBT	性的マイノリティ(性的少数者)を表す言葉の一つで、レズビアン(Lesbian。女性同性愛者)、ゲイ(Gay。男性同性愛者)、バイセクシュアル(Bisexual。両性愛者)、トランスジェンダー(Transgender。性自認が出生時に割り当てられた性別と一致しない人)の頭文字をとった言葉のこと。そのほか、クエスチョニング(Questioning。自分自身の性の在り方を決められない、分からぬ、決める等の人)、クィア(Queer。規範的ではないとされる性の在り方を包括的に表す言葉)を表す「Q」を加えた「LGBTQ」という言葉も用いられます。
か行	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族全員が働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、文書にして取り決めたものです。
	国際婦人年	昭和47年(1972年)の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、昭和50年(1975年)を国際婦人年とすることが決定されました。
	国連特別総会「女性2000年会議」	第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」について、採択後5年間の実施状況の見直し・評価を行うとともに、更なる行動とイニシアティブを検討するため、平成12年(2000年)にニューヨークで開催されました。「北京宣言及び行動綱領」の完全実施に向け、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)が採択されました。
	国連婦人の10年	昭和50年(1975年)の第30回国連総会において昭和51年(1976年)～昭和60年(1985年)を「国連婦人の10年 - 平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の10年」の中間にあたる昭和55年(1980年)には、コペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界会議」(第2回女性会議)が開かれ、「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60年(1985年)には、ナイロビで「国連婦人の10年世界会議」(第3回世界会議)が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。
	国連婦人の地位委員会(CSW)	経済社会理事会(Economic and Social Council)の機能委員会の一つで、昭和21年(1946年)6月に設置されました。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会(第3委員会)に対して勧告を行います。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

行	用語	解説
か行	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	性被害や家庭の状況等の様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する法律。「女性支援新法」と略称される。令和6(2024)年4月施行。年齢、障害の有無、国籍等を問わず支援の対象となります。
さ行	ジェンダー	生物学的な性別(セックス/sex)に対して、「社会的・文化的に形成された性別」のことで、時代や社会背景に左右され、変化しうるものとされています。多くの社会において、社会的属性や担うべき責任、意思決定等の機会、資金や資源へのアクセス等において、男女間に違いや不平等が存在しています。
	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)	国連の既存のジェンダー関連4機関(ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)、女性の地位向上部(DAW)、国連婦人開発基金(UNIFEM)、国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW))が統合され、平成23年(2011年)1月に発足した国連機関です。
	次世代育成支援対策推進法	時代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、国、地方公共団体、民間事業主(一般事業主)の各主体において、次世代育成支援対策に関する責務等を定めた時限立法です。令和6年(2024年)の改正により、期限を10年間延長されました。同法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、子育てに関する取組の実施状況が優良な企業に対し、厚生労働大臣が「くるみん」「プラチナくるみん」の認定をします。
	持続可能な開発目標(SDGs)	Sustainable Development Goals。平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標で、持続可能でよりよい世界を実現しようとするものです。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主(一般事業主)の各主体において女性の活躍推進に関する責務等を定めた時限立法です。令和7年(2025年)の改正により、期限を10年間延長されるとともに、女性の職業生活における活躍に関する情報公表が強化されました。同法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、女性の活躍推進に関する取組が優良な企業に対し、厚生労働大臣が「えるばし」「プラチナえるばし」の認定をします。
	女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)	昭和54年(1979年)12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国 の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)9月に発効しました。令和2年(2020年)10月現在、条約の締約国は189カ国であり、我が国は昭和55年(1980年)7月に署名、昭和60年(1985年)6月に批准しました。締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。
	ストーカー規制法	正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う「ストーカー行為」を処罰する等、ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律です。
	世界女性会議	昭和50年(1975年)の国際婦人年以降、5~10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議です。第1回(国際婦人年女性会議)は昭和50年(1975年)にメキシコシティで、第2回(「国連婦人の10年」中間年世界会議)は昭和55年(1980年)にコペンハーゲンで、第3回(「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議)は昭和60年(1985年)にナイロビで、第4回世界女性会議は平成7年(1995年)に北京で開催されました。
た行	男女共同参画基本計画	政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、第5次計画は令和2年(2020年)12月25日に閣議決定されています。

行	用語	解説
た行	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年(1999 年)6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。
	男女雇用機会均等法	正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。この法律では、労働者の募集・採用・配置・昇進・降格・解雇等について性別を理由とする差別的取扱いや、婚姻・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等を禁止しています。この法律は、昭和 47 年(1972 年)に公布・施行された「勤労婦人福祉法」が元となっており、公布後 2 度の改正を経て、平成 9 年(1997 年)以降の現在の法律名となりました。その後も社会情勢に合わせて改正が実施されています。
	デート DV	配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)のうち、交際中の男女間でおこる暴力のことです。
は行	配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス(DV))	配偶者(事実婚や元配偶者を含む)や恋人や親しい関係にある(あった)人から受ける「身体に対する暴力」、脅したり無視をする等の「精神的な暴力」、性行為や中絶を強要する等の「性的な暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、行動を制限する等の「社会的暴力」等を指します。家庭内で行われるため被害が見えにくいや、親の DV を見て育った子どもが将来 DV の加害者や被害者となってしまう「暴力の世代間連鎖」も問題となっています。
	配偶者暴力防止法	正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことです。
	北京宣言及び行動綱領	第 4 回世界女性会議で採択されました。行動綱領は 12 の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、(1) 女性と貧困、(2) 女性の教育と訓練、(3) 女性と健康、(4) 女性に対する暴力、(5) 女性と武力闘争、(6) 女性と経済、(7) 権力及び意思決定における女性、(8) 女性の地位向上のための制度的な仕組み、(9) 女性の人権、(10) 女性とメディア、(11) 女性と環境、(12) 女児から構成されています。
	プレコンセプションケア	若い世代の女性やカップルが将来の妊娠や出産などのライフプランを考えて自分たちの生活や健康に向き合うことです。プレ(Pre)は「～の前の」コンセプションは「受精・懷妊」という意味でプレコンセプションケアは「妊娠前の健康管理」という意味になります。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

## 4 男女共同参画に関する法律

### 1) 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日 法律第 78 号  
改正 同 11 年 7 月 16 日 同第 102 号  
同 11 年 12 月 22 日 同第 160 号  
令和 7 年 6 月 27 日 同第 80 号

#### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会の経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、男女の権利が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### 一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

##### 二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に對し、当該機会を積極的に提供することをいう。

##### (男女の権利の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

##### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

##### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済のために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定  
公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

附 則（令和七年六月二十七日法律第八十号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日 法律第 64 号  
最終改正 令和 7 年 6 月 11 日 法律第 63 号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

- ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
- 二 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。
- これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。
- この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。  
これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に關し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。  
この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事

業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。) を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。

この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）

は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に關し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に關して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に關して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号  
最終改正 令和 5 年 6 月 14 日 法律第 53 号

#### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

##### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

##### (都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

### （配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
    - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
    - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
    - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
    - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
    - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### （女性相談支援員による相談等）

- 第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

### （女性自立支援施設における保護）

- 第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

### （協議会）

- 第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
  - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
  - 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行

つていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。

ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
  - 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
  - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

#### （退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

#### （管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

- 第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）
  - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求める事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求める日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときには、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
  - 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求める事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求める日時及び場所
    - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
    - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。

ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求める際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。

この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。  
ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対するもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。  
当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。  
事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。
- 接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
  - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
  - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
  - 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
  - 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
  - 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

- 第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。
- ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。
- ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

## 第二十条 削除

### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第一百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第一百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第一百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十二条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者的人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるとおりにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。

この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴

力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万元以下の過料に処する。

## 附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力について相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日 法律第52号  
改正 同4年6月15日 同 第66号  
同4年6月17日 同 第68号

##### 第一章 総則

###### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

###### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

###### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

###### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

###### (関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

###### (緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

##### 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

###### (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
  - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
  - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

1 0 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

1 1 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者ないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行う

- ともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
  - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
  - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雜則

##### (教育及び啓発)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようするための教育及び啓発に努めるものとする。

##### (調査研究の推進)

- 第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

##### (人材の確保等)

- 第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

##### (民間の団体に対する援助)

- 第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

##### (都道府県及び市町村の支弁)

- 第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。
- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
  - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
  - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

##### (都道府県等の補助)

- 第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用

(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。) の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
  - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。

この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。

この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 5 桐生市男女共同参画推進協議会

### 1) 桐生市男女共同参画推進協議会設置要綱

施行 平成 12 年 10 月 10 日

改正 同 23 年 4 月 1 日

令和 元年 5 月 2 日

同 2 年 4 月 1 日

#### (設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成に向けて、総合的な施策の推進を図るため、桐生市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 桐生市男女共同参画計画に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 協議会は、委員の互選により会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

#### (庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。

#### (補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 10 日から施行する。

#### (平 21 改正附則・抄)

##### 附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則(令和元年 5 月 2 日)

この要綱は、令和元年 5 月 2 日から施行する。

##### 附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2) 桐生市男女共同参画推進協議会委員名簿

令和8年3月1日現在

NO	役職	氏名	所屬
1	副会長	石井 広二	桐生大学
2		大澤 研二	群馬大学名誉教授
3		金子 真知子	男女共同参画推進協議会会長経験者
4		小林 敬子	桐生人権擁護委員協議会
5		齋藤 直己	きりゅう市民活動推進ネットワーク
6		武井 克夫	公募
7	会長	武井 由紀子	公募
8		千葉 忍	連合群馬桐生地域協議会
9		丹羽 育代	特定非営利活動法人キッズバレイ
10		橋本 千恵子	桐生市婦人団体連絡協議会
11		星野 達也	桐生青年会議所
12		星野 優也	桐生商工会議所
13		吉田 文惠	公募
合計 13人 (男性 6人 女性 7人)			

※ 敬称略、委員は五十音順

## 6 桐生市男女共同参画庁内推進会議

### 1) 桐生市男女共同参画庁内推進会議の設置及び運営に関する要綱

施行 平成 12 年 7 月 31 日

改正 同 23 年 4 月 1 日

同 31 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日

#### (設置)

第 1 条 桐生市の各行政部門にわたる男女共同参画行政を総合的かつ計画的に実施するため、桐生市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画計画の作成に関すること。
- (2) 男女共同参画行政の調査研究及び計画の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する職員の共通理解の定着及び庁内の男女共同参画の環境整備に関すること。
- (4) 男女共同参画計画の進行管理に関すること。
- (5) 関係部課相互間の連絡調整に関すること。
- (6) その他男女共同参画行政に関し必要なこと。

#### (組織)

第 3 条 推進会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、桐生市男女共同参画計画に関する課の課長職をもって充てる。

3 推進会議には、会長を置く。

4 会長は、地域づくり課長をもってこれに充てる。

5 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第 4 条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議を総括し、会議の議長を務める。

#### (専門部会)

第 5 条 推進会議は、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて専門部会を設置する。

#### (庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、市民生活部地域づくり課において処理する。

#### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 31 日から施行する。

(平 17・19・20・21 改正附則・抄)

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2) 桐生市男女共同参画庁内推進会議名簿

令和8年3月1日現在

No.	部	職	氏名
1	共創企画部	企画課長	大澤 善康
2		魅力発信課長	金子 貴征
3		防災・危機管理課長	藤本 幸太郎
4	総務部	総務課長	橋本 賴孝
5		人材育成課長	雨澤 浩史
6		財政課長	田島 規宏
7	市民生活部	市民課長	吉田 雅彦
8	保健福祉部	健康長寿課長	高草木 瞳
9		福祉課長	高橋 伸幸
10	子どもすこやか部	子育て支援課長	萩原 利明
11		子育て相談課長	関沼 八千代
12	産業経済部	商工振興課長	石原 智貴
13		観光交流課長	今泉 一美
14	都市整備部	建築住宅課長	高野 兼寿
15	地域振興整備局	新里支所市民生活課長	桑子 佳吾
16		黒保根支所市民生活課長	青木 秀樹
17	消防本部	総務課長	吉田 純
18	水道局	総務課長	橋本 千浪
19	議会事務局	議事課長	今泉 準子
20	監査委員事務局	監査委員事務局長	伊藤 裕司
21	教育部	総務課長	峯岸 孝徳
22		学校教育課長	須藤 英隆
23		生涯学習課長	小野里 篤史
24		図書館長	下山 理枝
合計 24人 (男性 19人 女性 5人)			

## 7 計画の策定経過

年	月	内 容
令和 6 年	7 月	・男女共同参画に関する市民意識調査実施
令和 7 年	4~6 月	・桐生市男女共同参画計画 骨子案作成
	7 月	・桐生市男女共同参画推進協議会 開催 (骨子案について協議 開催日：7/2) ・桐生市男女共同参画庁内推進会議 書面開催 (骨子案について意見聴取 期間：6/25~7/15)
	8~10 月	・桐生市男女共同参画計画 素案(案)作成 ・各課に実施事業及び目標指標調査 ・桐生市男女共同参画計画 骨子完成
	10 月	・桐生市男女共同参画推進協議会 開催 (計画素案(案)について協議 開催日：10/14) ・桐生市男女共同参画庁内推進会議 書面開催 (計画素案(案)について意見聴取 期間：10/14~10/31)
	11 月	・桐生市男女共同参画計画 素案(案)について協議会、庁内推進委員、各課と最終調整(⇒計画素案完成)
令和 8 年	12~1 月	・意見提出手続き(パブリックコメント)実施 (期間： 12/10~1/9) ・桐生市男女共同参画計画 原案完成
	3 月	・令和 8 年第 1 回桐生市議会 議案提出、採決 ・桐生市男女共同参画計画の策定

桐生市男女共同参画計画  
(令和 8 年度～令和 12 年度版)

令和 8 年 3 月

発行：桐生市 市民生活部 地域づくり課  
〒376-8501 群馬県桐生市織姫町 1-1

TEL 0277-32-3129

FAX 0277-46-1028

URL



## 議案説明

### 議案第22号 桐生市男女共同参画計画(令和8年度～令和12年度版)の策定について

現行計画である桐生市男女共同参画計画(令和3年度～令和7年度版)が令和7年度をもって終了することから、桐生市男女共同参画計画(令和8年度～令和12年度版)を策定し、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです。